

令和6年第1回砂川市議会定例会

令和6年3月5日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第 6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第 6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問

高 田 浩 子 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君

議 員 是 枝 貴 裕 君

伊 藤 俊 喜 君

高 田 浩 子 君

副議長 小 黒 弘 君

議 員 石 田 健 太 君

山 下 克 己 君

鈴 木 伸 之 君

中道博武君
沢田広志君
辻勲君

水島美喜子君
武田真君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長	板垣喬博
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 為 国 修 一

事務局長 安 武 浩 美

事務局長 齊 藤 亜 希 子

事務局長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算、議案第6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

○第1予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月4日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に鈴木伸之委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第1号から第6号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号から第6号までを一括採決します。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 市政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 令和6年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政執行に関する私の所信を申し上げたいと存じます。

まず、元日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、今もなお厳しい避難生活を送っておられる方々に心からお見舞い申し上げます。被災された皆様方が、一日も早く平穏な日常を回復されること、そして将来を見据えた復興を念願する次第であります。

令和6年度は、市長として初めて編成する当初予算であります。私の市政運営に対する所信と主な事業の取組について申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私は、昨年4月に市長に就任して以来、「子育てするなら砂川」、まちづくりにそのような思いを寄せながら、この一年駆け抜けてまいりました。

子育て支援として、小学生以下の医療費の無料化、さらに小・中学校給食の無償化をいち早く実施し、本年4月からは、中学生、高校生の医療費も無料とするなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を実施してまいりました。

また、保護者と保育所、小中学校との連絡や情報発信、情報管理をデジタル技術を活用することにより、連絡体制の強化・向上を図ったところではありますが、本年は幼稚園に同様の環境が整うよう支援を行い、子育て環境の充実を図ってまいります。

駅前施設の整備につきましては、より多くの人に安心してご利用いただける施設となるよう施設の一部を変更し、建設を進めておりますが、この施設の運営が将来にわたり持続可能な形となるよう、市民団体等とともに施設の運営管理に係る協議を進めてまいりたいと思っております。

我が国の経済情勢は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある中、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られています。その一方、賃金は物価の上昇に追いついておらず、個人消費は、依然、力強さを欠いている状況です。政府は、昨年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行することにより、当面の経済

財政運営に万全を期すこととしており、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善、企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導による経済成長を期待するとされております。

次に、地方財政の状況は、国の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など、様々な行政サービスを安定的に提供できるよう、自治体が自主的に用途を決められる一般財源総額は、前年度を上回る65兆6,980億円としたところであります。地方交付税の総額についても、令和5年度補正予算における繰越金に加え、所得税の法定率分の自然増などにより、前年度を上回る水準の額が確保されたところであります。

本市においては、歳入の根幹である市税では、固定資産税が評価替えによる減収要因があるものの、設備投資の増に伴い増収となる一方、市民税では、所得環境の改善により個人、法人ともに増収が見込まれますが、国が総合経済対策として実施する住民税の定額減税による減収の影響により、前年度に引き続き20億円を割り込む状況であります。地方交付税については、普通交付税の算定において、「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく施策に関する経費が増額されたほか、物価高騰の影響によるごみ収集・学校給食などの公共サービスや施設の管理に関する増額経費を、包括算定経費において算定するとされたことから、前年度より増額を見込んだところであります。

それでは、「砂川市第7期総合計画」の基本目標に沿って、令和6年度の市政執行における主な施策の概要について申し上げます。

初めに

基本目標1 「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」であります。

子育て支援につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、これまでも様々な支援を実施してまいりましたが、本年は、子供の医療費の自己負担無料化を中学生・高校生等まで拡大するとともに、保育所・幼稚園においても副食費の無償化を全ての児童に適用するほか、砂川天使幼稚園の給食サービス一部導入に伴う保護者負担の軽減を図るなど、支援の充実を図ってまいります。

また、新たな子育て支援として、保育所及び病児・病後児保育施設において、使用済みおむつを各施設で処理するための環境整備を図るほか、「乳児おむつ無料クーポン券」を「乳児すこやか応援クーポン券」に改め、クーポンを活用できる対象商品を拡充し保護者の利便性の向上を図るなど、子育て世帯に対する支援を一層推進してまいります。

さらに、市内小中学校及び保育所に導入済みであるICTシステムについて、保護者との情報共有の円滑化、迅速化及び小学校入学時のスムーズな運用を図るため、砂川天使幼稚園においても導入を予定していることから、その費用の一部を支援してまいります。

母子保健対策の充実につきましては、子育て世代包括支援センター事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援に努めるとともに、医療保険適用となる生殖補

助医療と併用し先進医療として実施された医療保険適用外の不妊治療費等の一部を助成し、子供を望む夫婦の経済的負担を軽減してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の社会参加、外出の機会を確保するための敬老助成券交付事業について、物価高騰の影響によるハイヤー初乗り運賃の値上げを反映し、助成額を増額するとともに、各団体が研修会などで利用する貸切りバスについても料金改定を基に増額し、団体の活動に影響が出ないよう対応してまいります。

また、福祉施設における入所者等の熱中症対策や従事者の職場環境整備を推進するため、社会福祉法人砂川福祉会に対し空調設備を設置する支援を行うとともに、健康増進や健診などで多くの市民に利用されるふれあいセンターの老朽化が進行していることから計画的な施設整備を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な提供を図り、相談支援の充実のほか、障がい者等が行う自発的な活動の支援や障がい者等に対する理解を深めるための研修及び啓発活動を実施してまいります。

また、子ども通園センターにICTシステムを導入し、保護者との連絡体制の強化・向上を図るほか、老朽化したプール設備等の改修工事を実施し、療育環境の充実を図ってまいります。

地域福祉活動の充実につきましては、社会福祉協議会において、高齢化による権利擁護事業や日常生活自立支援事業等の増加に対応するため職員体制の強化を図るとともに、旧総合福祉センターについて、老朽化による危険性の除去など周辺環境整備のため、解体工事に対する支援を行ってまいります。

健康づくり・疾病予防の推進につきましては、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、中等度・高度肥満の割合が全国全道と比べ高い傾向にある中学2年生を健診対象者に追加し、若年者の生活習慣病予防健診及び保健指導を実施するとともに、妊娠中に高血糖など生活習慣病の予防対象者となる割合が高いことから、1歳6か月児健診時の母親を対象に自己負担なく生活習慣病予防健診を実施するなど、早期からの生活習慣病予防への関心を高め、将来の生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めてまいります。

地域医療体制の推進につきましては、市民が安心して医療を受けることができるよう、市立病院において、地域の基幹病院として医療体制の充実に努めてまいります。

本年度、予定されております診療報酬改定は、改定率マイナス0.12%と厳しい内容となっており、重点課題として「現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進」が掲げられております。

また、本年4月より医師の働き方改革を進めるための改正医療法が施行されることに伴い、良質かつ適切な医療を効率的に提供する観点から、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向けた取組を推進してまいります。

さらに、医師がより高い専門性を発揮できる環境を整備するとともに、安定した経営基盤の構築に向け策定した「市立病院経営強化プラン」を押し進めてまいります。

社会保障制度の健全な運営につきましては、介護保険事業は、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の初年度となりますが、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、市民が健康的に年を重ね、介護が必要となっても住み慣れた地域で支え合い安心して暮らしていけるよう、制度の普及啓発及び安定的な運営に努めてまいります。

基本目標2 「安全でやすらぎのあるまち」であります。

循環型社会の形成につきましては、「砂川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、分別の徹底やリサイクルの推進を図るため、引き続き啓発や周知に取り組むとともに、今後の長期的かつ安定的な処分手法の検討やデータの分析・蓄積など進めながら、最終処分場設備の計画的な改修や修繕を行い、廃棄物の適切な処理を図ってまいります。

地域防災・減災につきましては、自然災害を防止するための整備として、南5号川、樋口川の護岸等の損壊に係る改修工事を引き続き進めるほか、地域の防災力向上として、自主防災組織の設置及び育成や、防災訓練・防災教室などを通じて、平常時から地域防災力を意識し、避難に配慮が必要な方などの避難誘導體制を整える地域づくりを進めてまいります。

また、本年1月に発生した能登半島地震災害を教訓に、災害時における体制や備蓄物資などの状況を再点検し、食料品や飲料水の備蓄のほか、衛生的な避難環境を保つために必要な物資の備蓄を強化してまいります。

基本目標3 「豊かな心と学ぶ力を育むまち」であります。

生涯学習の推進につきましては、生涯学習社会の実現に向けて、持続的な学びと活動の循環につながるようオアシス通信などによる継続的な情報発信を実施してまいります。

また、学習支援等ボランティアに協力できる人材や団体の発掘を図ってまいります。

学校教育につきましては、部活動を学校から地域へと移行する国等の方針に基づき、学校や関係団体等と協議を行う協議体を設置し、地域移行に向けて検討を進めてまいります。

また、児童生徒が自ら課題を見つけ、学び、問題を解決する資質や、基礎的・基本的な知識などを育む教育を推進するため、タブレット端末の活用による市内統一とした有効なソフトウェアの検討・導入を進めるとともに、安定した教育活動が進められるよう、校務用パソコンを更新し、業務効率の向上を図ってまいります。

さらに、学校給食については、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、給食の無償化を引き続き実施し、子育てに係る保護者の負担軽減に取り組んでまいります。

小中学校の適正配置につきましては、令和8年4月の義務教育学校開校に向けて円滑な統合が図られるよう、学校間連携事業を引き続き実施するとともに、義務教育学校における校歌や制服の制作、スクールバス増車に伴う新たな運行形態などについて協議を進めて

まいります。

また、小中一貫教育の推進については、小中一貫教育推進計画に基づき、基礎学力の定着と学習習慣の向上や、ふるさと砂川を誇りに思う心の育成として、キャリア教育の充実を図るなどの取組を進めてまいります。

義務教育学校の建設については、これまで市民の皆様からご意見をいただき進めてきた基本設計・実施設計に基づき、令和6年度から2か年の継続事業として新校舎の建設工事を実施してまいります。

社会教育の推進につきましては、青少年健全育成活動の充実を図るため、放課後子ども教室を市内小学校で実施し、子供たちの安全で安心な居場所づくりに努めるとともに、子供たちと地域の方々とのつながりが深まるよう、あいさつ運動を継続してまいります。

また、図書館管理システムの更新に合わせ、マイナンバーカードと図書館カード機能を連携した「マイナンバーカード図書館利用事業」を実施し、利用者の利便性の向上とマイナンバーカードの普及を図ってまいります。

芸術文化活動の充実につきましては、活動の拠点となる地域交流センターが開館から17年が経過し経年劣化が見られることから、舞台設備の改修を計画的に進めるほか、ボイラーの更新などを行い、創造的で活力のある活動が促進されるよう環境整備を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、地域おこし協力隊による事業等の充実を図るほか、海洋スポーツのレクリエーションカヌー等を整備し、利用促進に努めてまいります。

基本目標4 「活力にあふれ賑わいのあるまち」であります。

農林業の振興につきましては、農地などの基盤整備の推進として、北海道と連携し、北光袋地地区における畑地帯かんがい排水事業や西豊沼地区における農地整備事業に取り組んでまいります。

担い手の確保と育成については、新規就農希望者の発掘と確保を図るため、「地域おこし協力隊」制度や新規就農者育成総合対策等を活用するとともに、新規就農者の安定的な農業経営を支援することを目的とした機械の導入や施設設備の設置に係る負担を軽減するため、経営発展支援事業補助金により支援を行ってまいります。

農業経営の安定については、近年の高温・降水量不足に対応し、施設を利用して生産する園芸作物の安全・安心で付加価値の高い農産物の生産を維持するため、圃場の渇水対策に支援を行ってまいります。

森づくりの推進については、市有林の計画的な整備及び森林環境譲与税を活用した路網の整備を継続して取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、エネルギー・資材価格等の高騰が長引き、市内事業者の経営環境が大変厳しい状況が続いていることから、引き続き国及び北海道が実施する対策や市内経済状況を把握しながら、今後とも地元商店街を中心に必要な消費喚起対策などに

より、市内経済の活性化を促してまいります。

また、市の経済発展に大きく寄与する企業誘致や企業立地の推進は、本年3月で失効する企業振興促進条例について、期間を延長するとともに、従来からの関係企業等への定期的な訪問に加え、企業立地に関する優遇措置などの情報を継続的に発信し、企業訪問先の掘り起こしと継続的な情報交換ができる関係づくりに努めてまいります。

さらに、少子高齢化や若年者の流出などにより市内事業者の従業員の人手不足が深刻化していることから、事業活動の維持、生産性の向上と従業員の定着を図るため、従業員が業務に必要な資格等の取得に係る費用を支援するとともに、経営者の事業承継に係る課題解決に向けた手続きが円滑に進められるよう支援を図ってまいります。

労働環境の充実につきましては、若年者就労支援事業において、若手従業員対象の研修を実施するほか、就職を希望する砂川高校の生徒が主体的に仕事を通じた人生設計ができるよう、市内企業と連携しジョブスタート事業に取り組んでおりますが、より多くの市内事業者の参加を促すため、企業訪問等を通して、ジョブスタ応援企業の登録拡大を図ってまいります。

また、市外から転入した従業員に対して市内企業が支払う住宅手当の一部を支援し、企業とともに従業員の市内居住を促進し、雇用の促進と定着、福利厚生増進に努めてまいります。

観光の振興につきましては、各種イベントは既にコロナ禍前と同様に開催されている状況から、実施団体に対する支援を継続するとともに、観光協会と連携し、市民に親しまれるイベントを絶やすことなく、安定した運営ができるよう、既存イベントの充実、さらに、集客を目指した新たな取組を推進し、賑わい創出を図ってまいります。

また、砂川の魅力を市内外に広く発信するため、観光パンフレットによる情報発信のほか、雑誌やテレビなどマスメディアを活用した観光PRを積極的に推進してまいります。

市街地の賑わいにつきましては、砂川駅前地区整備事業については、本年1月に施設の建設工事に着手をしたところであり、令和7年3月の完成を目指すものでありますが、施設の運営につきましては、砂川商工会議所及び砂川観光協会をはじめ、市内各団体に参画していただいている運営協議会において、施設の供用開始に向け、具体的にイベントなどの各種事業の実施内容や実施方法等の検討を進めてまいります。

また、施設の魅力を高め日常的に誘客を促す事業や施設機能について協議を行い、にぎわいを創出し中心市街地の活性化につながる施設になるよう施設管理を含めた運営計画を取りまとめてまいります。

基本目標5 「自然と調和した快適で住みよいまち」であります。

道路環境の整備につきましては、黄金通り改良舗装工事を継続して実施するほか、17路線の改良舗装等工事及び測量設計等委託を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕事業及び舗装補修事業にも計画的に取り組むなど、幹線道路及び生活道路の整備を進め、安全で快

適な通行の確保に努めてまいります。

交通環境の整備につきましては、市民生活を支える「予約型乗合タクシー」について、さらなる利用促進に取り組むとともに、利用者減少や運転手不足など、多くの課題を抱える路線バスの運行に対しても沿線自治体と協調しながら引き続き支援を行い、公共交通の維持に努めてまいります。

また、市民が安全で快適に移動するために必要なJR砂川駅の設備改善については、JR北海道とバリアフリー化の早期実現に向け、協議を続けておりますが、新幹線札幌延伸工事の進捗の遅れなどにより、設備改善に向けた協議を進めるには時間を要すると示されておりますので、今後も課題を1つずつ整理し、方向性を見いだすことができるよう、粘り強く協議を続けてまいります。

住環境の整備につきましては、ハートフル住まいる推進事業により、持ち家の取得やリフォーム、老朽住宅の除却、自然エネルギー活用の推進、まちなか居住を促進する取組を進めるとともに、住宅施策の総合的な計画である「砂川市住生活基本計画」が令和6年度に計画期間の終了を迎えるため、次期計画を策定してまいります。

公営住宅については、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、北光団地の屋根・外壁改善工事などを実施するほか、宮川中央団地、寺町団地、東町団地では、階段の手すり設置及びスリップ対策を講じることで安全性を高め、長寿命化の推進に取り組んでまいります。

下水道の整備につきましては、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠の点検を進め、老朽化した汚水中継ポンプ施設の更新など、計画的に修繕・改築を行ってまいります。

公園などの快適な空間づくりにつきましては、「砂川市都市計画マスタープラン」及び「砂川市緑の基本計画」に基づき、街路樹や公園樹木の適正管理及び植樹樹の「花いっぱい運動」を継続し、美しい町並み環境の維持に努めるとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づき公園5か所の遊具修繕のほか、北光公園のトイレ改修、水草の除去など、利用環境の改善を図ってまいります。

基本目標6 「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」であります。

協働の推進につきましては、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参画し、それぞれの特性を生かすことができるよう、地域の課題解決に向けた活動を推進していく人材育成の環境づくりに取り組むほか、町内会やボランティアの活動紹介など、活動が見える取組により団体の活性化を図り、各種会合やまちづくり懇談会、「地域力UP講座」など市民の皆様との対話を通じて協働の担い手づくりを進めてまいります。

また、広報紙やホームページ、地デジ広報のほか公式LINEアカウントなどを通じて、迅速な市政情報の発信に努めるとともに、パブリックコメントや懇談会など広聴活動を積極的に行うことで市民と行政が目的や課題などを共有し、相互理解の下協働のまちづくり

を進めてまいります。

地域コミュニティの推進につきましては、町内会へ「地域コミュニティ活動支援事業補助金」や、町内会館等の改築・修繕等を行う場合の補助など幅広く支援するほか、地域活動の拠点として利用されている東地区コミュニティセンターの照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図ってまいります。

情報通信技術の活用につきましては、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進を図るため、全庁的に文書管理システムと無線型ノートパソコンを導入し、庁内の会議及び打合せにおいてペーパーレス化を推進し、業務の効率化と経費の節減に努めてまいります。

財政運営につきましては、歳入の根幹である市税の収納率は、全道においても上位に位置しておりますが、コンビニ収納や口座振替のほか電子納付の推進など利便性の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

また、「ふるさと応援寄附金」につきましては、自主財源の確保と返礼品を通じた地域経済の活性化につなげるため、本市の持つ地域資源と魅力を掘り起こしながら、多くの方々に応援いただけるよう返礼品の充実を図るとともに、市内企業と委託事業者との連携による効果的な情報発信に取り組み、さらなる寄附の増加に努めてまいります。

次に、一般会計予算について申し上げます。

令和6年度の予算は、156億3,600万円であり、令和5年6月補正後の予算と比較して、13.0%の増となったところであります。

歳入については、市税は、19億4,284万円で、前年度比1.5%の減。地方交付税は、53億7,300万円で、前年度比1.9%の増。国庫支出金は、20億5,950万円で、前年度比43.0%の増。市債は、22億4,010万円で、前年度比87.6%の増で、これらが主な財源となっております。

歳出については、人件費は、21億883万円で、前年度比7.3%の増。補助費等は、13億1,266万円で、前年度比6.1%の減。事業費は、34億618万円で、前年度比122.7%の増。公債費は、13億3,934万円で、前年度比2.9%の減。扶助費は、17億3,403万円で、前年度比1.7%の減となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、19億3,383万円で、前年度比1.1%の減。

介護保険特別会計は、19億1,580万円で、前年度比1.6%の減。

後期高齢者医療特別会計は、7億258万円で、前年度比0.1%の増。

下水道事業会計は、9億7,846万円で、前年度比0.3%の増。

病院事業会計は、181億7,141万円で、前年度比4.7%の増となっております。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、393億3,808万円となり、前年度比7.0%の増となったところであります。

以上、市政執行に当たって、私の所信と主な施策の概要等につきまして申し述べてまいりました。

私はこれまで「まちの元気の源は企業の活力」であると申し上げてまいりました。今後におきましても、医療・保健・福祉など「ふるさと砂川」の地域資源を守り育て、活力ある持続可能なまちづくりを進めるため、地域の経済・暮らしを支える市内企業の皆さんが、安定的かつ発展的に事業活動が続けられるよう施策を推進してまいります。

子育て支援については、一層の充実を図るため、子育てに係る体制の強化を図るとともに、子育て世代、そのほか各層の方々のご意見を参考に、将来まちづくりを担う子供たちが元気に育ち、「子育てするなら砂川」と言われるようなまちづくりに全力で取り組んでまいります。

課題である、北海道電力砂川発電所の跡地利用の検討につきましては、令和9年3月に発電所が廃止されることから、本年度中には跡地の利活用について一定の方向が見いだせるよう、引き続き、北電に働きかけるほか、冬期間の安全安心な生活に欠かすことのできない国道の流雪溝につきましては、今後も利用できるよう関係省庁と取組を進めてまいります。

長引く物価高騰や円安の状況など、先が見通せない経済情勢の中、本市の財政運営につきましては、近年の大型建設事業により、今後は、一定程度の公債費の増加が見込まれておりますが、安定的な歳入の確保と財政規律を遵守し、各事業の推進と財政健全化の両立を目指して市政運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。令和6年度市政執行方針といたします。

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 令和6年第1回砂川市議会定例会の開会に当たり「令和6年度教育行政執行方針」について申し上げます。

初めに、元旦に発生した能登半島地震で亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、現在もお厳しい避難生活を送っておられる方々に心からお見舞い申し上げます。今も、学校生活に大きな影響を受けている児童生徒の皆様のことを考えますと、一日も早い教育環境の復旧復興を心から願う次第であります。

近年の急激な人口減少や少子高齢化、高度情報化などの進展に加え、度重なる地域紛争など、社会・経済や、国際情勢の不確実性が高まるなど、今まさに「予測困難な時代」が到来しており、教育を取り巻く環境も大きな変革期を迎えております。

このような変化への対応に当たっては、全ての人々が、自分らしさを発揮しながら、夢や希望を追い求め、課題に自ら立ち向かい、多様な他者と協働しながら、よりよい社会の

担い手となる資質や能力を身につけることができるよう、教育が果たす役割は、一層重要性を増しています。

教育委員会といたしましては、こうした社会動向を的確に見極めながら、令和8年度の義務教育学校開校に向けて、義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性や学びの系統性を重視した小中一貫教育の導入・推進の取組を進めることにより、学力の向上や、異学年交流による精神的な発達、いわゆる「中一ギャップ」の緩和など子供たちの「生きる力」を育むとともに、市民一人ひとりが生涯を通して主体的に学び続け、その成果と意欲が生かされる生涯学習社会の実現を目指し、市民の皆様の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます。

初めに学校教育について申し上げます。

学校教育においては、カリキュラム・マネジメントの強化・充実によって、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に展開され、子供たちが主体的に学び続け、新たな見方・考え方を獲得できる学習を推進させるとともに、専門性を高めた教師が子供たちの実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る必要があります。

さらに、子供たちに寄り添い、成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、心理的安全性を確保することも重要であります。

このことから、次の8つの観点による学校教育を推進してまいります。

第1に、確かな学力を育む教育の推進に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査等における児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する言語活動や家庭学習の充実及び、1人1台端末などを効果的に活用した授業実践に努めてまいります。

また、他校における日常の授業実践をオンラインで参観し合うことができる環境整備を推進し、市内統一した学習スタイルによる授業の在り方などについて、教職員が主体的に研修することができる機会を設け、学習指導の質的向上を図ってまいります。

第2に、特別支援教育の推進に努めてまいります。

特別支援教育においては、インクルーシブ教育システムの視点を踏まえながら、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援体制の充実を図るため、引き続き、特別支援教育支援員を配置するとともに、関係部署との連携の下、継続した支援や教育環境の確保に努めてまいります。

また、「個別の教育支援計画・指導計画」の活用を進め、就学前段階からの教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が、担任や学びの場が変わっても切れ目なく引き継がれるよう努めてまいります。

第3に、教育環境の充実を図ってまいります。

義務教育学校開校に向けては、デジタル教材の使用や、オンライン学習など、子供たちに質の高い教育を提供するための望ましい環境や、施設整備の在り方について調査・検証を進めてまいります。

また、1人1台端末の活用においては、市内統一した有効なソフトウェアの導入に向け検討を進めるとともに、安定した教育活動を図るため、校務用パソコンの更新や連絡用アプリの効果的な活用など、教育内容や指導方法に即した教材・教具、備品等の整備に努めてまいります。

第4に、学びにつなげる支援の推進に努めてまいります。

経済的理由により就学困難と認められる世帯に対して、就学援助制度を適正に運用するため支給項目を加えるなど、公平で的確な支援に努めてまいります。

また、小学校と幼稚園や保育園等との連携を進めるとともに、砂川天使幼稚園には子育て世帯に対する支援として、デジタル技術を活用した連絡用アプリの導入や給食サービスの一部導入に伴う保護者の負担軽減を図り、切れ目のない支援体制の充実を推進してまいります。

第5に、小中学校に係る適正配置の推進に努めてまいります。

児童生徒の減少が進行する中、将来にわたり子供たちの持続的で健全な育成を目指し、平等かつ公平な教育指導及び統一的な教育活動の維持・確保など、充実した教育環境の整備を図るため、義務教育学校開校に向けて、「小中学校統合準備委員会」において、校歌、校章、制服及びスクールバス運行等に関わる検討を進めるとともに、市民の皆様からのご意見を参考にさせていただきながら策定してきた、義務教育学校建設基本設計・実施設計に基づき、令和6年度から学校建設の工事を進めてまいります。

また、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育の導入・推進を図るため、「小中一貫教育推進計画」に基づき中学校教員の乗り入れ授業や小中学校教員の合同研修会を通して小中学校の連携を図りつつ、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るため、家庭学習の習慣化を図る取組や義務教育9年間を見通した学習系統表の作成を進めるとともに、ふるさと砂川を誇りに思う心を育成する「キャリアパスポート」を作成し、キャリア教育の充実などに努めてまいります。さらに、「小中一貫教育推進委員会」におけるこれまでの取組を深化・充実させるため、特別部会を再編し学校経営方針や教育課程、学校行事などの細部にわたる検討を進めてまいります。

第6に、豊かな心を育む教育の推進に努めてまいります。

子供たちが、自他をかけがえのない存在と捉え、互いに思いやり、支え合いながら社会の一員としてよりよく生きることができるよう、発達段階や実態に応じた適切な教育活動を推進してまいります。

また、「いじめ」や「不登校」など、子供たちを取り巻く様々な問題については、定期

的なアンケート調査や教育相談、心理テスト等の活用により実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラーの助言やスクールソーシャルワーカーを活用して、早期解決に向けた組織的な支援を継続して行い、子供たちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

第7に、健やかな体の育成に努めてまいります。

望ましい生活習慣や食習慣等、子供たちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を身につけさせるため、栄養教諭をはじめ、家庭や地域、関係機関等と連携した基本的な生活習慣の確立や、「食に関する指導」の充実に努めるとともに、保護者負担軽減のための学校給食費無償化に伴う適切な事務処理を進めてまいります。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、体育科・保健体育科の授業改善や、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる、知る」といった観点を踏まえた学習指導の工夫に努めてまいります。

第8に、地域とともにある学校づくりの推進に努めてまいります。

地域とともにある信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールを機動化させ、学校と家庭・地域が協働して、地域の人的・物的資源を教育活動に効果的に結びつける取組を推進してまいります。

また、中学校における部活動については、国のガイドラインが示されていることから、令和5年度から令和7年度までの3年間において、休日の部活動から段階的に地域へ移行するため、学校や関係団体等との意見を踏まえ、協議体で検討を進めてまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に関しましては、地域の高校教育を担う市内唯一の高等学校として、支援の継続と特色ある教育活動として国際交流授業を実施するなど、魅力ある学校づくりに努めており、単位制高校の特色を中学生や保護者に十分理解されるよう、関係機関との連携を一層深めながら周知・広報に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人生100年時代と言われる中、地域での多様な課題には、住民が主体となって対応することが求められるとともに、地域固有の魅力や特色を改めて見詰め直し、その維持発展に取り組むことが期待されています。

そのような中、地域における社会教育には、学びを通して個人の成長を期する「人づくり」、住民相互のつながりの形成を促進する「つながりづくり」という強みを発揮するなど、「地域づくり」に貢献しながら、持続可能な活力のある社会の実現に向けて、「開かれ、つながる社会教育」へと深化を図る必要があります。

このことから、次の8つの観点による社会教育を推進してまいります。

第1に、生涯学習の推進に努めてまいります。

生涯学習の推進に当たっては、社会状況に応じた学びの機会の提供と、その成果を生活や地域での活動に活かしていく「学びと活動の循環」につなげていく取組が必要であり、

学校、家庭、職場及び地域で、生涯学習への積極的な参加・参画の体制づくりの推進を目指し、社会教育関係団体や企業と連携・協働して、学習に取り組みやすい環境を整備してまいります。

また、生涯学習活動に関する情報を、オアシス通信やホームページ、公式LINEにより積極的に発信することで、あらゆる世代の意識の高揚を図り、生涯学習の充実に努めてまいります。

第2に、公民館における学習活動及び施設整備の推進に努めてまいります。

公民館は、住民の日常生活に密着した教育・学術及び文化に関する事業を行うことにより、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、全ての住民に開かれた社会教育の拠点施設であり、公民館グループ・サークルなどの学習活動の活性化を支援するとともに、「デジタル時代」に対応するため、高齢者等スマートフォン体験教室を継続実施して高齢者のデジタル活用を支援することにより、情報格差の解消に努めてまいります。

また、老朽化した受変電設備の改修、地下重油タンクの配管更新工事を行い、施設環境の整備を行ってまいります。

第3に、図書館を拠点とした読書活動の推進に努めてまいります。

読書活動は、読解力や表現力を高め、読書から得られた様々な知識が想像力を豊かなものにし、生きる力を育む上で欠くことのできない重要なものであり、子供たちの読書活動の重要性が高まってきていることを踏まえ、ブックスタート事業及び学校図書館の支援などを通して、乳幼児期からの積極的な働きかけに努めてまいります。

また、子供から大人まで日常的な図書館の利用につながるよう、蔵書の充実や時節に応じた展示と並行して、図書館管理システムの更新に合わせ、図書館カードのマイナンバーカード化を行い、図書貸出しが可能となる「マイナンバーカード図書館利用事業」を開始して、利用者の利便性の向上を図るなど、読書環境の整備に努めるとともに、子ども読書活動ボランティアの協力を得ながら、図書館の魅力の向上を図ってまいります。

第4に、家庭教育支援の充実に努めてまいります。

家庭教育支援の充実に当たっては、保護者への家庭教育に関する学習機会及び情報の提供や、子育て相談への対応等を通して、社会全体で子供たちを育てることが必要であり、家庭教育は全ての学びの出発点として、学校、家庭、職場、地域、関係機関及び企業が連携・協働し、学びの機会や情報提供の充実に努めます。

また、子育ての喜び、楽しさや悩みなどの交流を通して仲間をつくり、安心して子育てができる環境の創出に取り組むとともに、体験活動を通して家族同士の交流の場を提供し、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

第5に、青少年健全育成活動の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成には、心身の健やかな発達を促し「社会を生き抜く力」を養うことや、社会性を有した人づくりを進めるためには、地域社会との関わりが重要であり、地域に根

づいてきたあいさつ運動を継続して、子供たちとの日常的な交流と見守りを促進するとともに、市内小学校5校において放課後子ども教室を実施し、幅広い体験活動を通して、子供たちの安全・安心な居場所づくりと、子供たちを地域ぐるみで見守り育てる風土の醸成を図ってまいります。

また、子供たちの健全育成活動を推進するため、青少年指導センター協議会を定期的実施し、学校や警察等の関係機関と連携し、情報を共有できる体制の充実を図ってまいります。

第6に、芸術文化活動の充実を図ってまいります。

芸術文化は、心豊かで活力ある社会を実現する上で重要なものであり、芸術文化に触れる機会の充実と、芸術文化活動がより活発に展開されるよう、芸術文化団体やNPO法人ゆうと連携し、活動の支援、情報収集・発信に努めてまいります。

また、良好な芸術文化活動を維持するため、活動拠点となる地域交流センターの計画的な改修が必要となっているため、館内照明設備、音響設備、ボイラー及び電話交換機等の改修・更新を行い、施設環境の整備を行ってまいります。

第7に、スポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ環境施設整備の推進に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動は、心や身体、生活を活性化させるきっかけになるとともに、活動を通して、人間関係を築き、生きがいをもたらすなど、重要な役割を果たすものであり、体育施設の利用増加に努め、地域おこし協力隊による健康増進事業などを行うほか、スポーツ教室の充実を図るとともに、生涯スポーツに係る人材の育成に努めてまいります。

また、海洋センターでは、海洋スポーツのレクリエーションカヌー等の整備を行ってまいります。

第8に、文化財の保護、郷土資料の保全・活用の充実を図ってまいります。

文化財や郷土資料は、郷土の風土・歴史の中で醸成され、今日まで守り伝えられた貴重な財産であり、より地域の理解を深め、愛着を育むものとして重要であることから、無形民俗文化財の周知に努めるほか、郷土資料に親しむ機会を提供するため、郷土資料室特別展を開催するとともに、史跡記念碑及び標柱の計画的な修繕と保全に努め、先人の功績を後世に引き継いでまいります。

終わりになりますが、生産年齢人口の減少、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルの変容等、多くの変化が予測される今後の社会において、市民一人ひとりが時代の変化を受け止めながら、我がまちの歴史や文化に誇りと愛着を持ち、幼少期から生涯にわたって学び続けることができ、その成果を生かして自己実現を図ることができるような教育の実現に努めてまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、引き続き砂川市の教育の充実・発展に努めてまいり

ますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体、各機関のご支援・ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、令和6年度教育行政執行方針といたします。

○議長 多比良和伸君 これより10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、質問させていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、市役所、市立病院、小中学校の職員におけるハラスメントについてです。令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されたことにより、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったほか、セクシュアルハラスメント等に関する事業主の責務が明確化されるなど、ハラスメント防止対策の強化が図られたところです。そこで、以下について伺います。

（1）といたしまして、市役所、市立病院、小中学校の職員におけるハラスメントの防止の取組状況についてであります。

（2）といたしまして、市役所、市立病院、小中学校の職員における、過去5年間のハラスメントの発生状況とその内容についてであります。

大きな2つ目といたしまして、災害における市役所庁舎内の職員の避難訓練と災害時の避難所での取組についてであります。本年1月1日、能登半島で最大震度7の地震が発生し、地震による倒壊や土砂災害、津波などにより甚大な被害となりました。そこで、砂川市もいま一度様々な災害に対する市役所庁舎内の職員の避難訓練について、そして避難所での子供、女性、ジェンダー等の配慮について考える必要があるのではないのでしょうか。そこで、以下について伺います。

（1）市役所庁舎内の職員の避難訓練についてであります。

（2）避難所における子供、女性、ジェンダー等の配慮についてであります。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは、大きな1、市役所、市立病院、小中学校

の職員におけるハラスメントについて、市役所の職員における状況について及び大きな2、災害における市役所庁舎内での職員の避難訓練と災害時の避難所での取組についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の(1)ハラスメント防止の取組状況についてであります。ハラスメントは他者に対する発言、行動が本人の意識の有無にかかわらず、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたりする行為であり、近年はセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、モラルハラスメント、アルコールハラスメント、カスタマーハラスメントなど、職場内外を問わず様々なハラスメントが問題となっております。特に労働者にとっては、このハラスメントが勤労意欲の低下や心身の不調を引き起こす要因となるものであり、職場全体の士気や能率の低下にもつながることから、健全な職場環境を維持するためには大きな課題であると考えております。

ご質問いただきました市役所の職員における状況につきましては、これまでも研修の実施などにより職員一人一人のハラスメントへの理解と、その意識の醸成に努めてきたほか、ストレスチェックの実施や職員衛生委員会の設置により、職員のメンタルヘルス不調の把握や健康の保持、増進に努めるとともに、職員の健康管理や労働災害の未然防止を図るなど、予防という観点からも取組を進めてきたところであります。

国におきましては、ハラスメント関連法である労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が令和元年に改正され、令和2年6月に施行されたことにより、従来のセクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメントに加え、パワーハラスメントの防止措置が事業主に義務づけられるなど、ハラスメント対策の強化が求められております。この動きを受け、市役所におきましては一層のハラスメント対策の強化を図るため、相談者に対する不利益な取扱いの禁止や相談窓口の設置、必要に応じてのハラスメント委員会の設置など、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題の処理に関して必要な事項を定めた砂川市職員のハラスメントの防止等に関する規程を新たに制定し、令和5年4月1日より施行したところであり、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことのできる風通しのよい職場風土、組織体制の構築を目指し、取り組んでいるところであります。

次に、(2)過去5年間のハラスメントの発生状況とその内容についてであります。市役所の職員におきましては、過去5年間において取り扱った事案はなく、砂川市職員のハラスメントの防止等に関する規程を制定した令和5年4月1日以降につきましてもハラスメント委員会における審議案件は発生していないところであります。

続きまして、大きな2、災害における市役所庁舎内での職員の避難訓練と災害時の避難所での取組についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)市役所庁舎内の職員の避難訓練についてであります。消防法第8条により一定規模以上の事業所では、防火管理者を選任し、消防計画に基づいた消火、通報及

び避難訓練の実施が定められていることから、市役所においては毎年秋の火災予防運動期間に合わせ、年1回の消防総合訓練を実施しております。直近では、令和5年10月17日に地震発生に伴い庁舎内で火災が発生したとの想定で実施しており、出火時における通報連絡、初期消火、避難誘導、物品搬出、負傷者や高齢者の救護、消火器操作の訓練など、災害に備えた知識、技能の習得向上と庁舎内の防火思想の普及を図ったところであります。

また、災害発生時においては、職員が災害対応に当たらなければならないことから、適切な対応を行うための訓練を行っており、これまで避難誘導等に関する図上訓練、時系列に沿った対応に関するタイムライン訓練のほか、避難所の設置、河川の巡視、本部への状況報告、広報周知など、住民対応手順に関する実地訓練を実施してきたところであり、令和5年度も備蓄品の収納状況、運搬及び利用方法の確認を行い、7月には陸上自衛隊滝川駐屯地と連携して避難に配慮が必要な方の支援に関する訓練を実施したところであります。

次に、(2)避難所における子供、女性、ジェンダー等の配慮についてであります。まず地震における被害、豪雨災害の発生、または発生するおそれがある場合、停電などケースにより対応も異なりますが、災害が発生した場合の対応については市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害の規模に応じて段階的に職員を参集して非常配備体制を執り、被害状況の把握や今後の見込みを予測するなどの対応を行い、住民の皆さんの安全を確保するために必要な指定緊急避難場所、指定避難所の開設や住民の皆さんへ避難指示等の避難情報を発信するところであります。

避難所を開設した際には、避難した住民の皆さんの生活環境を保つため、発電機、灯油ストーブ、LPガス、ガスこんろ、LED灯、ブルーシートなどの資機材の配備、生活用品としてアルファ米やパン、保存水などの食料品のほか、おむつや生理用品など女性や子供が必要とする用品についても必要に応じて配付することとしております。また、防寒や体の負担を軽減することに有効である段ボールベッドを備えているところでありますが、さきの能登半島地震の発生を踏まえ、災害対策における体制や備蓄物資などの状況を再点検し、今後の対応についても検討しているところであります。

避難所の運営に当たりましては、特定の方々に過度の負担とならないように役割分担することを基本としておりますが、性別等による偏りが生じないような運営に努めるとともに、女性、子供、ジェンダーの方はもちろんのこと、その方々に限らず、それぞれの事情に配慮した区画の配置、折り畳み式パーティションの設置などによりプライバシーに配慮した避難環境の確保に努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな1の市立病院の職員における状況についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)のハラスメント防止の取組状況についてであります。ハラスメントへの理解と、その意識を高める取組については、基本として市役所と同様になりますが、医

療機関という特殊性を踏まえたハラスメント対策として管理職向けと一般職員向けに分けての研修会、それとハラスメント防止に関するポスターの院内掲示等による啓蒙活動、医師や看護師など他職種による相談員の配置、相談員にはハラスメントに関する知識や言動、対応を習得する研修会の参加などによりハラスメント防止対策に関する理解を深めてきたところであります。

また、当院では職場におけるハラスメントの未然防止や生じた場合に適切な措置等を講じ、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的として、職場におけるハラスメントの防止等に関する指針を平成26年12月1日に独自に制定し、その後、国における各法律の制定や改正に応じて見直し、現在の砂川市立病院におけるハラスメントの防止に関する規程においてハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組んでいるところであります。

なお、ハラスメント対策の強化を図るため、副院長が委員長となるハラスメント委員会を設置するとともに、ハラスメント相談ボックスの設置や職員情報共有ツールによる相談窓口を開設し、職員誰もが相談しやすい環境の整備を図っているところであります。

次に、(2)の過去5年間のハラスメントの発生状況とその内容についてであります。市立病院のハラスメント委員会における審議件数はセクシュアルハラスメントに関するものが1件、パワーハラスメントに関するものが8件であり、その内容につきましてはセクシュアルハラスメントは性別や年齢に対する差別発言、パワーハラスメントはいずれも暴言や高圧的な態度となっているところであります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 (登壇) それでは、大きな1、市役所、市立病院、小中学校の職員におけるハラスメントについて、私からは小中学校職員における状況についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)ハラスメント防止の取組状況についてであります。国におけるハラスメント関連法が施行され、文部科学省が大学等に向けてハラスメント防止のために講ずべき措置に係る通知を発出するなど、ハラスメント対策の強化を打ち出したことを受け、北海道教育委員会は令和2年6月に懲戒処分の指針を改め、パワーハラスメントについての処分基準を新設するとともに、同年9月には各種ハラスメントの防止等について通知を発出するなど、教育現場におけるハラスメント対策を強く推進しているところであります。教育委員会としましても、こうした動向を踏まえ、ハラスメント防止に向けては年度当初の校長会議等で管理職に対して通知するとともに、各学校には具体的な取組として各種資料を活用し、ハラスメントに関わる十分な理解と防止に向けた研修や実践を行うよう指導しているところであります。

次に、(2)過去5年間のハラスメントの発生状況とその内容についてであります。各学校においては教職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談については、校

長または教頭が窓口となり、相談を受けた際は教育委員会に報告し、対応することとしています。また、砂川市教育委員会や北海道教育委員会へ手紙、電話、電子メール等の方法で直接相談することも受け付けております。このような相談体制において対応しているところですが、過去5年間の市立小中学校教職員からのハラスメントに関わる相談案件はございません。教育委員会としましては、ハラスメント防止に向けた取組の推進、相談窓口の周知について、引き続き徹底を図ってまいります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目、ハラスメントについて、市役所、病院、教育と順に答弁していただきました。内容については、市役所から順に伺っていきたいと思います。

まず、市役所について、1回目の答弁の中でありました、ストレスチェックにおきましては平成28年度から行っているということでした。全体的に過去についてもその状況、ハラスメントについてはありませんということでしたけれども、やはり市の職員の方の言動によって病院に通院せざるを得ない方が複数名いらっしゃるという声も聞いております。ハラスメントにつきましては、声を出したけれども、謝罪がなかったり、無言の圧力であったり、挨拶もなかったり、無視されるということも言われております。そんな中で、市役所としては令和5年度に砂川市職員のハラスメント防止等に関する規程ということで行ったようですけれども、先ほどからの話を伺っておりますと、病院や学校よりも全体的に遅れているというか、私の感覚的なのですけれども、職員の人数も多いですし、そういった教育という点でハラスメントに対して全員の職員の方が勉強しているということも、ほかのところから見ると若干少ないかと思うわけなのですけれども、まず先ほども伝えましたように、令和5年4月1日からハラスメント防止の規程を制定して対応したということでしたけれども、それ以前はどのような対応を行っていたのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 ハラスメントの防止等に関する規程を制定する以前におきましても、基本的に、先ほどもお伝えしておりますが、平成28年度からはストレスチェックを実施したりですとか、いろいろな各層に対してハラスメント研修といったものを実施した中で、その辺の知識であったり意識という部分の改定には努めてきているというところでございます。

また、市役所の職員間でのハラスメントに関しましての相談という部分でいきますと、それまでは相談窓口を特に定めていなかったわけですけれども、基本的には職員のサービスや福利厚生、それから健康管理に関することを所管しております総務課で相談を受けている例が多く、また個々の状況に応じてではありますが、職場の上司や同僚への相談、そういったことで適宜対応が図られてきたところではございますけれども、体制という点では不十分なところがあったと考えております。

そのことから、ハラスメントに関わる今回の国の法改正につきましては、そのような全国の事業所や自治体の状況、課題を踏まえたものでありますので、今後市役所におきましては昨年施行した規程の下、関係法令や厚生労働省の指針等を遵守した上で自治体職場として各種ハラスメント対策の模範となれるように、職員がその能力を十分発揮できる職場環境の保持にこれから努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 事例がないから、相談がないからないと思っではいけない。声に出せない。声に出すにしても、何か月、何年とかかかってしまうことでもあります。そして、声を出しやすい環境、声を出した方が困ることがないように、今から病院、学校と聞いてまいりますので、そういったところのよいところを学んで市役所も取り入れて今後取り組んでいていただきたいと思えます。

続きまして、病院について伺いたいと思えます。病院の答弁の中にハラスメント相談ボックスの設置、そして職員情報共有ツールによる相談窓口というお話がありました。まず、相談ボックスについてなのですが、その相談ボックスはハラスメント専用のボックスなのか、そして用紙についてどのような用紙、何もないのか、何らかの項目があるのかについて、まず伺いたいと思えます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、相談ボックス、それと情報共有ツール、院内のグループウェアを使ってということなのですが、それ以前は管理課の担当係に口頭もしくは電話でハラスメントを受けているという相談を受けていました。

ハラスメント委員会の中では、声なき声みたいなものをどう拾い上げるのかと、声を出せない人の声もあるだろうということで、この相談ボックスというのを設置しております。職員休憩室、それから委託業者さんの休養室、その2か所に設置しております。用紙につきましては、その相談者の氏名、部署、連絡先、相談内容は例えばセクハラなのかパワハラなのか、その他のマタハラなのかと。それと、相談員を選択できるようになってまして、例えば事務局の職員が相談員を事務局長が嫌であれば、例えば看護部長に行くとか、その逆で看護師さんが看護部長には直接言いたくないので、私が受けるとか、そういう相談員を選べるようになっていますので、それらを記入する場所。そして、話をただ聞いてほしいのか委員会で審議してほしいのかという、そういった内容が書き込める用紙、それをボックスに入れる、もしくは院内の共有ツールでメールで送るという体制になっております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 声なき声の受け止めというところでお話がありましたけれども、声を出すということは大変なことでありまして、今朝も報道で日本は女性の声を出しづらい国であるという報道もありました。実際に私も病院で勤めた経験もあります。市役所等で勤め

た経験もあります。そして、公立の園で勤めた経験もあります。その経験の中で、私の経験の中でも確実にあるのです。ですから、声の出せていない方がたくさんいらっしゃる、そういうことなのです。

先ほどのお話にもありましたように、セクシュアルハラスメントについて1件、パワーハラスメントに関するものが8件、やはり暴言等は被害を受けた方、言った方は気づいていない方が非常に多いというところで、先ほどからも言うておりますが、ハラスメントに関する勉強というところで、病院は管理職と一般職に分けた研修を行っているという話でした。そういったところでもハラスメントの事例はあるわけなのですが、どのように対応したのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、医療現場というところはミスが許されない、それから日々忙しい、あとはいろいろな職種があって、そこによる対人関係、それから高度な肉体労働であり頭脳労働であって、常に緊張を強いられるということで、極めてストレスフルな環境にある。ゆえに、ハラスメントが発生しやすい職場だと言われております。

それで、以前職員からハラスメントに関する相談をどこに、誰に、どのようにすればいいのかという声もありました。相談しにくいという声もありました。それで、先ほど言ったようなボックスの設置やメールという流れになってきているのですが、実際に発生した場合の流れといいたいまいしょうか、対応ですけれども、相談用紙に先ほど言った必要事項を書いていただいて、それを基に希望する相談員と相談用紙を出した人、それとその相手側、その両方から事実確認、そのヒアリングをします。そのヒアリングの結果を相談者に返して、それで本人が納得すれば、もうそこで終了ということになりますし、いやいや、納得できないと、委員会できちんと審議してくれということになれば委員会を開催しまして、その中でこれは本当にハラスメントに該当するのかもしれないのかという議論があって、ハラスメントなしと判定されれば、そのことは相談者、それと相手に対して説明をして終了と。ハラスメントに該当するということになれば、これは事業管理者、委員長まで報告が行って、必要な対応を図るという、こういう流れで行ってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ハラスメントに対してどのように対応したのかについてお話をいただきました。

先ほど私が経験したこと等をお話をさせていただきましたが、保育士や病院におきましては女性が非常に多いというところでもありましたので、お話をさせていただきました。

答えていただいた内容で、相談者の意向確認を行うというところもやはり非常に大事なところでありまして、なかなか言うことができないということもあります。内容的に伺いますと、いろいろな項目を設けて順に行ってきたのかというところが推測されるわけなのですが、加害者、言ってしまった方、行動を起こしてしまった方に対して、そうい

う方は気づいていない方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々にどのような措置が行われているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 加害者に対する措置ということで、これまでの対応としてはハラスメントを繰り返さないような厳重注意、あるいは同じ職場で就労することが困難だということであれば配置転換、それから相談者に対しての報復の禁止の確約を取るということと、併せて相談者に対する謝罪、それでハラスメントを繰り返す人、こういった者には各種研修会への受講を行ってもらい、そういった措置を講じてきてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 お話の中で厳重注意、そして配置転換。配置転換というのは結構重要、やっぱり一緒にいるのがつらいというところもあります。報復禁止、そして謝罪、そして研修会等、そして繰り返す方というのがやはりご本人さんが気づいていないというところが非常に問題でもありますので、研修会の受講というお話もありました。そういった形でハラスメントが病院では事例があったわけなのですけれども、そういう被害を訴えた方がその直後に退職しなければならなくなったとか、そういったことはなかったのでしょうか伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 ハラスメントが理由で退職した職員というのはいないということでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 私も現場で体験してきた中で、結局やめざるを得なかったという方がたくさんいらっしゃいましたので、本当に皆さんが長く勤めてもらえるような職場環境づくりに今後も努めていただきたいと思います。

続きまして、教育委員会について伺いたいと思います。教育委員会については、まず(1)についてお話があった中で研修を行っているということがあったかと思うのですが、その研修はどのような研修で年にどれぐらい行われているのかについて、まず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 学校における研修の回数と内容についてであります。各学校におきましては教員全体で行う研修としまして、年間を通じて計画している研修と職員会議や職員打合せ等の場を使って行う研修が実施されております。計画研修は、月に1回程度行われており、その他研修と合わせますと年間で20回程度の研修機会が設けられているところでございます。研修内容につきましては、教科指導に関わることや児童生徒理解に関わること、危機管理や服務規律保持に関わることなど多岐にわたっておりますが、ハラスメント防止に関わる研修につきましては年に2回程度、北海道教育委員会が作成した

資料を用いたり事例を基にした研修が行われているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 研修についてお話をいただきました。

やはり学校現場では、子供たちに教える立場である教職員ということになりますよね。なのに、こういう全国的には様々な事例があるようなのです。過去5年間に発生件数はないと伝えておりますけれども、全国的には私も身内に教員がおりますが、そこで聞いただけでもあるのです。さらにそれが校長だった場合は、校長が代わるまでずっと続くこともあるようなのです。そういった事例についてもたくさんあるし、地方でも何らかのことがある可能性が十分考えられるわけなのですけれども、そういった事例の把握についてと、その問題についてどのように捉えているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 教職員間でのハラスメント事例の把握とその捉えについてであります。教育委員会及び学校は各種媒体による報道や発生事案に関わる通知等により全国、全道で発生している事案について把握するとともに、学校においてはその内容に応じてですが、職員会議や職員打合せ等の場で取り上げて、自分事として自校での発生を防ぐための研修を行っているところであります。

また、発生事案の内容や様態については様々であります。その背景には保護者への対応、児童生徒への指導等、業務へのストレス、またプライベートに関わる悩みなどが潜在しているという認識の下、教職員個々の心的負担に目を向けながら管理職、また養護教諭等による面談を実施したり、教職員間で円滑なコミュニケーションが図られるような職場づくり、組織マネジメントを充実させたりする取組が求められているものと捉えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 こちらの事例についても、先ほど参事から全国的な事例について周知があるというお話でしたけれども、そうではない事例が本当にたくさんあるのです。そういったところで、特にいろいろなことに気をつけていかななくてはいけない。そもそも教職員間の不和は子供たちにも関わってくることで、本当に大事にしていかなければいけないと思うのですが、今回義務教育学校において、今まで小学校の先生と中学校の先生が交わることが少なかったと思うのですけれども、そういった先生方が同じ職員室で過ごしたり、何十年も小学校の先生と過ごしたことがない中学校の教員の方々がいらっしゃるわけなのですけれども、そういった多くの教職員によって教育活動が運営されることになって、今までと大きく変わることが予想されるのですけれども、それに関わる対応について考えを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 義務教育学校におけるハラスメント防止に向けた取組というこ

とでございますが、開校する義務教育学校では1校当たりの教職員数は現在よりも増えることとなり、教職員間の連携に複雑さを増すことが予想されます。また、開校後は教育活動の推進等に関わる想定外のことへの対応などのストレスが教職員にかかることも想定されます。そうしたことから、教職員が個業に陥ることなく、連携しながら教育活動を推進できる組織体制をつくり上げるとともに、小中合同の研修会を実施いたしまして、小中の教職員間の相互理解を深める取組を行ったり、そこで働く教職員の心理的安全性が確保される学校とすべく、砂川市小中一貫教育推進委員会における各ワーキンググループにおいて研究、協議を進めてまいりたいと考えております。

また、義務教育学校の開校を待つことなく、市内の各小中学校においては教職員にとって働きがいがあり、安心して働くことができる職場環境づくりを推進できるよう、教育委員会としましても支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 義務教育学校というところで砂川市では初めての取組というところで、まずは子供たちのために教職員間の連携が重要なのではないかと考えるわけなのですが、最後に参事に答えていただきましたが、教育長に今までの参事のお話も受けて答弁を求めたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、ハラスメントに関係しまして、最後に教育長にということでございますので、私からご答弁させていただきたいと思います。

まず、市役所、市立病院、そして教育現場ということで、ただいまご答弁をさせていただきましたので、このハラスメントに関しては今後も取組を進めていただければと思います。

それと、私はこの答弁を聞きながら感じたのは、まずは市役所も市立病院も学校現場も職業人です。一般社会人です。ですので、今のこのハラスメントの時代の変化、状況を的確に捉え、法律が変わったのであれば、それは本人がきちんとそれを状況把握すると、これはどうしても必要だと思います。その上において教育のお話をさせていただきますと、毎月校長会等ありますので、そこで服務規律を保持徹底、もちろんハラスメントだけではなくて、交通安全とかいろいろな部分もありますが、これは毎月私のほうで校長に示達をさせていただいています。そして、職員には必ず心に響くような指導をしてほしいという話をしてはいますが、ただもう一点、それは教育委員会から管理職、そして一般教職員ですから、そこにもう一つ、例えば学校の中でミドルリーダー的な人を育てて、そして一般教員の中でそのものを十分に取り扱っていただくと。もちろん学校では年2回ほどそういう研修も行っているということですが、これは職員独自でかなりそこを充実をしていかなければならないだろうと思いますし、それが基になるのはやっぱり学校全体の雰囲気、コミュニケーションですね。ですから、いじめ対応では学校全体で取り組んでいると。これは、

もうハラスメントも、例えば体罰ですとか、そういうものも含めて全て学校全体で取り組んでいくと。この必要性があるのと、万が一被害に遭ったと思われる方がいれば、この相談体制も、先ほど市立病院でもありましたけれども、誰に相談したらいいのだろうと。実際に職場の中だけでそれが終わらなければ、それはもう、例えば校長以上となれば教育委員会ということになりますし、しかもその受けるほうは少なくとも第三者的な考え方で受けると。これはもう絶対的に重要だと感じたところでもあります。

それから、先ほど義務教育学校の話ありましたが、これは大小にかかわらず、大きくても小さくても必ずやらなければならない事項だと思います。例えば今の小中一貫教育の推進委員会等ができる前においては、各学校サークル、教科だけで小中の研修を行ったというのがありますが、今はもう横の連携も中学校も入れた研修ですとか、小中一貫教育の部会活動というのがありますので、全体をひっくるめてその義務教育学校に向かうまでの間に意識の共有を図っていきたいと思います。

それから、最後にやはり一番重要なのは、教育現場では先ほど来お話がありました。児童生徒の教育に責任を持っているわけです。そうすると、職員間はもちろんですが、児童生徒に悪い影響を与えてはいけないというのが一番だと思いますので、ここも学校現場、管理職、一般教職員としてもその自覚を持ちながらハラスメント対策を行っていただければと思っていますので、今までもそうですが、今後においてもその指導を続けさせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員の再質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、質問させていただきます。

教育長に答えていただきました。

その中で、全体での取組、的確に捉える、本人が把握する、子供たちに悪い影響を与えることがないように、子供たちや保護者の方々が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そして、全体的に第三者委員会、やはり内部の方には言いづらい、名前を書くということからまずハードルが高いということもありますので、今後外部の方に相談できるような体制も含めて考えていっていただきたいと思います。とにかく声を出した方が困らないよう、適切に対応していただきたいと思います。そして、声の出せる環境にというのが重要です。

続きまして大きな2の質問です。本年1月1日の能登半島地震では多くの方々の貴い命が奪われ、今もなお被災された方々がまだまだ大変な暮らしをされています。謹んで哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。

私は、僧侶でもありますけれども、近隣の市町村の方も能登半島地震の炊き出しに能登に伺ったりという話を聞いております。そして、お寺で行っている社会福祉法人の保育園等では現地の保育園の給食室をお借りして、こちらから給食の方とともに炊き出しを行った、そういう話も聞いております。

そして、私の知り合いも能登にいますけれども、子供たちが帰ってきていたので、何とか避難できた。そして、避難所では必要なものが届かない、情報が分からない、そして全壊ではない、半壊ではない、でも住むことができない。そんな場合に仮設住宅にすぐ入居することができない。そういったところで、今無償のアパート等も、ホテルの滞在を終えて移られている方も徐々に多くなっているかと思うのですけれども、今後のことに対して非常に不安を感じておられる方々もいらっしゃいます。

そして、お正月だったこともありまして、小さなお子さんを連れて実家に帰省されていた方があまりの被害で実家に帰りたい、自分の住んでいたまちに子供を連れて帰りたいけれども、子供たちにその様子を見せたくないというところから、なかなか帰ることができない人たちもいるようです。実際に私、深川に住んでいたときも、東日本の震災に遭われた東北の方が移住して避難してこられている方が近所におられました。数年滞在しておられたのですけれども、やはり東北に帰りたいというところで帰られたという話を伺ったことがあります。

最初のところで市の職員の訓練について伺いましたけれども、やはり市の職員が何度も訓練して行動に慣れるということが市民全体を救うということにつながるのではないかと思います。自宅の避難の場合でも、町内会の方々と連携して、市役所の職員の方々がいろいろな訓練で得たことを生かして、市民の方々を誘導させるとか、そういう意味におきまして、市の職員の災害に対する訓練というのが非常に大切であり、市民の方々、市全体を救うということにつながるのではないかと考えるわけなのです。それで、今後もそういった形で、今回の能登の震災の後もいろいろな対応も新たに検討したというお話もありましたが、ぜひ市の職員が中心となって、しっかりと訓練を行って体制を整えていただきたいと思います。

そして、(2)についてなのですけれども、避難所を開設した際に子供が必要とする用品の一つとしておむつなどを用意しているというお話が答弁の中であったと思うのですけれども、おむつのほかにミルクや離乳食、お尻拭き、乳幼児の衣類はすぐに賄えなかったりするものですから、そういったものも必要だと思われませんが、これらについて現時点で用意はどのようになっているのかについて伺います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 現在のところ、備蓄品といたしまして、まず子供用おむつにつきましては先ほど1回目の答弁の中で備蓄品としてそろえているというご答弁をさせていただきましたが、子供用につきましては、いろいろサイズはございますが、合計で1,092枚ほどの備蓄をしているという状況でございます。

おむつ以外のミルクや離乳食等につきましては、現状備蓄品目として保有はしておりませんが、砂川市においては企業、事業所等とあらかじめ協定等を締結しておりまして、必要な物資を調達する仕組みといったものを整えておりますので、そのような品目についても円滑な供給体制を確保して、市の備蓄を補完するような形で対応していきたいと考えております。

また、家庭の状況によって必需品は異なるものですから、これも周知徹底をさせていただいておりますけれども、それぞれの家庭に合った災害時の家庭内備蓄の準備といったものについて必要性を認識していただいた中で、来るべき災害に備えることもぜひそれぞれの市民の皆さんにもお願いをしていきたいと思っております。

○副議長 小黒 弘君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 家庭の状況によって、また伝えていきたいというお話がありましたけれども、いろいろ子供たちのために用意するものについては、例えば市の職員の保育士や子育て中の職員や女性職員に向けて避難所での利便性を高めるために必要なことについてのアンケート等を取ることが、女性や子供たちにとって何が必要なかというところで重要なことではないかと思うわけなのですけれども、その点の考えについて伺います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 保育士や子育て中の職員でありましたり、また女性の職員に特化したアンケートではないのですけれども、これまで平成28年の豪雨災害のときでしたり、あるいは平成30年の胆振東部地震の際、また例年実施しております職員に対する災害訓練や研修の際に職員に対しましてその都度アンケートを実施しております。その中で、避難所の立ち上げであったり、必要な避難所の物品、それから情報の伝達や共有の仕方、避難所の運営、食事の配給などに関する意見や課題等、そういったものは取りまとめを行っております、改善策についても都度検討しているところでありますので、こういったアンケートにつきましては今後においても機会あるごとに職員から意見を求めるような形で行っていききたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 職員の人数がすごく多いので、一人ひとりの意見を聞くということは非常に重要なことなのではないかと思えます。

今回の避難所におきましても、和室の乳幼児だけの部屋であったり、女性だけの部屋であったり、またジェンダーや着替えの個室、特に性的被害というところがこういう避難所では、今回に限らず、常に隠れた話題。先ほど午前中も伝えましたけれども、何年も伝え

ることができない女性もたくさんいらっしゃるわけなのです。一生の傷になってしまったりするわけなのです。そういった意味でも、避難所を夜、男女を分けるということは結構重要ということではなされています。こういった形で、いろいろな配慮が必要、そして性的被害を出さないというところも避難所での生活では非常に訴えられているところで、気をつけなくてはいけないところなのです。ただ避難できればいいだけではない。そして、こういったように男女分けたり、乳幼児だけの部屋、女性だけの部屋、そして着替えの部屋、個室、そして性的被害を防ぐなどの配慮が必要だと思えるわけなのですけれども、この点についてはいかがでしょうか伺います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市の避難所につきましては、現在小中学校、公民館、総合体育館、海洋センター、地域交流センターゆう、それから北地区のコミュニティセンターということで12か所、全体で指定をしているのですけれども、各施設のスペースに応じて避難所の運営に当たっていくことになるのですが、避難した方々の状況把握や対応のため、一番施設内で広い場所、小中学校でいえば体育館を区割りすることが基本となっておりますけれども、体育館以外の教室など別室も活用しながら、体調の優れない方であったり乳幼児のお世話のための部屋、今ほどご指摘もあった着替えをする部屋、男女を分けるといったような、それぞれの部屋を確保することによって、それぞれの事情やプライバシーに配慮した避難所運営に努めていきたいと考えているところであります。

また、避難した住民の皆さんと連携してということになります。避難所生活の運営を行って共同生活をするための啓発活動の部分であったりですとか、夜間の見回り、こういったものを行って、防犯対策及び性的被害といったものの避難した住民の皆さんの不安を取り除けるような部分については最大限配慮していきたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 盗難という点では、やはり声も聞いているのですけれども、鍵の閉まらないおうち、東日本のときもそうでしたけれども、家の中のものがどんどんなくなっていってしまう盗難という問題もあります。

先ほどからお話をしているように、着替えの部屋等、ジェンダー等のことを考えますと、避難所に多目的トイレというのが非常に重要でありまして、様々な場面で活用できると思われるのですけれども、多目的トイレが設置されている避難所はどの程度あるのか。そして、先ほどからの女性の声が出しづらいというところからも、避難所のリーダーの方に女性になってもらうということも非常に重要だということで、今回の震災や前回の震災でも言われているわけなのですけれども、男の方だと伝えにくいことも伝えやすいような環境づくりも大切だと思いますが、その点について伺います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 避難所に多目的トイレがどの程度設置されているのかというこ

とでしたが、先ほどもご答弁の中で触れましたけれども、現在全体で12か所、指定避難所を設けております。そのうち多目的トイレが設置されている避難所は、地域交流センターゆう、北地区コミュニティセンター、公民館の3か所になります。

また、二次的な避難所ということで開設をすることもあり得る福祉避難所については、砂川市の場合4か所あるのですが、その4か所につきましては北地区コミュニティセンターは重複しているのですけれども、残りの3か所、ふれあいセンター、南地区コミュニティセンター、砂川遊水地の管理棟、これらにつきましては全て多目的トイレは設置しているという状況であります。

それから、もう一点、女性の視点を取り入れた避難所運営が必要なのではないだろうかというご質問であろうと思うのですけれども、当然避難所生活には様々な課題といったものがありますし、男性と女性ではその困難の質や度合いといったものが大きく違うと言われております。避難所で女性が直面する課題としましては、プライバシーや衛生問題など生活面に関わることであったり、今ほどご指摘がありましたとおり避難所運営に女性が十分に参画していないために女性特有の物資であったり環境の改善といったものがなかなか進まなかったという課題があるとも聞いております。この辺については、国におきましても男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインといったものを定めておきまして、その中で意思の決定の場や災害対応の現場への女性の参画、あるいは災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組といったものについて触れられておきまして、市の防災計画の中でも、あるいは避難所の運営マニュアルの中でもそういったものについては触れさせていただいておりますので、そういった内容に沿ってこれからの避難所運営に当たっていきたいと思っております。

できれば、リーダーというかどうかは別としまして、避難所を開設する際には女性職員を配置して、気軽に悩みの相談を受けたり、あるいは必要な物資や改善してもらいたい点などを要望しやすいような環境づくりについては努めていきたいと思っておりますし、長期化した場合は地域で避難所の運営委員会を立ち上げることになることも想定しておりますので、その際には地域の女性の方にもぜひご協力をいただいて、参画をしていただくということで対応を図っていきたいと考えています。

○副議長 小黒 弘君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 まず、職員を配置するというお話もありました。女性が声を出しやすい環境づくり、そして被害が起こらないような環境づくりに取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、避難所における「子育てするなら砂川」というところで、市長、子供たちのことを常に考えておられるのではないかと思うわけなのですけれども、避難所における子供、女性等に関する配慮について、市長の考えを伺いたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 避難所における子供、女性等の配慮についてということでございますけれども、今ほど総務部長からもいろいろと答弁をさせていただいております。

今回能登半島地震において、避難所におけるいろいろな課題が浮き彫りになってきたのかと感じております。今ほど高田議員おっしゃられておりましたように、受付に女性がいないがために、女性が必要な支援物資をストレートに要求できなかった事例ですとか、避難所において、言ってみれば男性、女性含めて一つの空間の中にいろいろな方々がいて、プライバシーが全く守れなくて苦慮していたという話もいろいろと報道等もされてございます。

女性、子供連れということ、そこには配慮というのは最大限必要だと思ってございます。当市といたしましても、プライバシーを守るためのパーティション等、そしてまた段ボールベッド等である程度のプライバシーの確保は図られているという準備はさせていただいておりますけれども、子供がいれば、女性であれば更衣室も必要でしょうし、授乳室も必要である、そういったものも必要ですし、また避難が長期にわたる場合、洗濯等をした場合に、その洗濯物を干すスペースも限られた中なので、避難所の中では難しいという話も聞いてございます。ここはプライバシーのスペースを最大限確保できますように、今だったら個別のテントのようなものもあつたりとかしてございます。どんな方が避難所に訪れても、そのプライバシースペースを持って生活に不便がないような避難所になるべく最大限これからも配慮してまいりたいと、そのように考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 市長にお話をさせていただきました。

市長もこのたびの地震の後、いろいろお調べになられて、そういったことをぜひ今後の対策に気をつけて取り組んでいっていただきたい。

そして、私がこのたび伝えたのは、女性のための着替え、授乳室、乳幼児の部屋、そして女性のリーダー、そして夜は男女を分けるというところで、多目的トイレが先ほども言っておりましたけれども、数が非常に少ない。とにかく一つでも多目的トイレを増やすよう今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○副議長 小黒 弘君 高田議員の質問が終わりました。

一般質問を続けます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、大きく3点について一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、大きな1点であります。市の防災対策についてであります。元日に石川県能登半島で発生した地震は2か月が過ぎ、徐々に復旧へと動き出しているところであり

ます。このように自然災害は、いつ、どこで、どのようにも発生し、そして被災地の様子は私たちに大変な教訓として示されたものと思われま。そこで、地震や風水害等の大規模な自然災害が発生した際の対応として、以下について伺います。

- (1) 冬期間における避難対応について。
- (2) 自主避難者への対応について。
- (3) トイレトレーラーの導入について。
- (4) 福祉避難所の開設について。
- (5) 市職員が被災者となった際の対応について。

続きまして、大きな2点目ではありますが、大規模な自然災害が発生した際における災害拠点病院である市立病院の対応について、以下について伺います。

- (1) 災害発生時の医師、看護師等、他医療従事者並びに事務職員の対応について。
- (2) 平常時からの入院並びに外来患者さんへの災害時対応について。
- (3) 被災者の病院への受入れの対応について。
- (4) 被災現場へ病院としての対応について。
- (5) 病院職員が被災者となった際の対応についてであります。

続いて、大きな3点目ではありますが、大規模な自然災害が発生した際における市内小中学校の対応について、以下についてお伺いいたします。

- (1) 災害発生時の小中学校教職員の対応について。
- (2) 小中学校における避難訓練の取組状況について。
- (3) 授業中における災害発生時の避難対応について。
- (4) 自然災害等の防災への学習の取組について。
- (5) 新しく義務教育学校が開校した際の災害対応についてであります。

以上、3点の一般質問といたします。

1回目を終わります。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員への答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私からは、大きな1、市の防災対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)冬期間における避難対応についてであります。積雪寒冷地において災害が発生した場合は、他の季節に比べて積雪による被害のおそれのほか、避難路、避難場の確保が必要であるため、国や北海道、防災関係機関と相互に連携、協力した除雪体制により、道路交通の確保に努めているところであります。また、避難所運営においては、防寒対策として室温、湿度など生活環境を適切に保つことが重要であることから、発電機、ストーブ、毛布、アルミマットなどを備えてきたところであります。これまで冬期間に指定避難所を開設したことはありませんが、平成30年9月に発生した胆振東部地震に起因

する全道規模の停電では、自主避難者のため指定避難所のうち自家発電装置のある総合体育館と公民館を開設し、空知太小学校には災害用備品の発電機、ストーブを配備したところであり、その後停電時や冬期間における対応を強化するため、令和元年度に北地区コミュニティセンターに自家発電装置を設置するとともに、各避難所に配備する非常用発電機、ストーブの数を増やし、防寒や体の負担軽減に有効である段ボールベッドを購入するなどの対応をしたところでもあります。能登半島地震においても、冬期間の避難所生活に様々な制約や困難があることを踏まえ、当市においても防寒対策等、さらなる対策を進めていきたいと考えているところでもあります。

次に、(2) 自主避難者への対応についてであります。災害はいつ、どこで起こるか分からないものであることから、住民一人ひとりが災害に備えるとともに、身近な地域コミュニティで力を合わせて助け合うことが重要であります。市の地域防災計画では、住民及び事業者の基本的責務として、災害発生時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとしておりますが、道路、橋梁の破損による交通障害、火災等の2次被害の発生により指定避難所へ行くことができない場合、または指定避難所を開設していない段階である場合など、被災状況により当該施設及び最寄りの施設や民間施設の駐車場などに自主避難を行うことが想定されます。この場合においても、災害対策本部では住民の皆さんの安否確認及び避難状況を把握し、食料品の配付を行うなど、状況に応じた適切な対応により住民の皆さんの生活支援を行うこととしておりますが、自主避難者が点在し、市の対応だけでは不十分な場合には、それを補完するため町内会など地域コミュニティ等による住民相互の連携の下に活動する自主防災組織の活動が重要な役割を果たすものであり、平常時から自主防災組織の設置、育成、住民同士の連携、協力などの啓発活動にも努めているところでもあります。

次に、(3) トイレトレーラーの導入についてであります。災害時の避難生活において生活環境を良好に保つためにはトイレの備えは重要なものの一つであり、トイレが不便であると、その不便さから使用回数を減らすために水分の摂取を控えたり、我慢をしたりすることにより健康悪化を招くことにもつながることから、市では組立て式の簡易トイレを1,100個備蓄しているところでもあります。トイレトレーラーは、洋式便座を設置した広い個室を4室有し、車で牽引が可能なものであり、災害時の利用を想定して企画、設計された移動設置型水洗トイレで、災害発生初期からのトイレ使用や長期使用時の衛生環境維持に配慮した各種機能を備えているものであります。導入につきましては価格が高額であることや牽引用自動車及び牽引器具の取付け、牽引免許等が必要なことなど課題もあることから、すぐに導入する予定はありませんけれども、導入している自治体も増加していることから、研究をしていきたいと考えております。なお、現時点においては、イベント等で使われるボックス型トイレの供給についての災害協定を民間事業者と締結しておりますが、さらに広くて衛生的であるコンテナ型トイレの供給についても事業者と協議を

進めているところであり、避難所での衛生的な環境を維持できるよう努めていきたいと考えているところでもあります。

次に、（４）福祉避難所の開設についてであります。地震等の災害が発生した場合には、被災状況に応じて指定避難所を開設するところであり、まずは指定避難所に避難をしていただくことを考えておりますが、その中で避難行動や共同生活に特段の配慮が必要な方々については、さらに福祉避難所を開設して移送するなどの対応を図ることとしております。福祉避難所の開設に関する明確な基準は設けてはおりませんが、指定避難所での要配慮者の避難状況を把握しながら、適切なタイミングで開設したいと考えているところでもあります。

次に、（５）市職員が被災者となった際の対応についてであります。災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害の規模に応じて段階的に職員を参集して非常配備体制を取り、被害状況の把握や今後の見込みを予測して住民の皆さんの安全確保に努め、また災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画を定め、業務継続性の確保を図ることとしております。職員は、原則として勤務場所に登庁するか、状況に応じて最寄りの施設や指定緊急避難場所に向かい、調査班、避難所対策班、救護・保健対策班等に分担して災害対応に当たることとしておりますが、地震災害等で職員自身が被災し、参集場所に直ちに向かえない場合には所属長に報告し、災害対策本部は全ての職員の参集状況を把握した上で各班の活動に支障が生じないよう状況に応じた対応を図り、本部運営に当たることとしております。なお、市単独では十分な災害応急対策ができない、実施できない場合には、災害協定に基づき、北海道、北海道市長会、北海道町村会等に災害応急対策の応援を要請するほか、北海道を通じて自衛隊の災害派遣の要請をすることとしております。

○副議長 小黒 弘君 続けて答弁を求めます。

市立病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から大きな２、大規模な自然災害が発生した際における災害拠点病院である市立病院の対応についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）の災害発生時における職員の対応についてであります。大規模な災害発生時には砂川市立病院災害対策マニュアルに基づき災害対策本部を設置し、災害対策本部長を院長とし、副本部長を副院長、事務局長を看護部長とし、本部員には救命集中治療センター長、救急救命センター長、副看護部長、薬剤部長のほか、各所属長が災害対策本部のメンバーとなり、情報の収集や職員の招集、患者の受入れ体制、病院運営の協議を行い、職種や部署ごとに役割が分担され、迅速かつ円滑に対応が図られるよう体制を整備しております。

（２）の入院患者と外来患者への災害時の対応についてですが、入院患者については入院時に病棟で行われるオリエンテーションやベッドサイドに設置してある冊子において避

難経路や避難口の箇所を説明しております。また、職員においては、年2回実施している消防訓練にて職員が模擬患者となり、いち早く避難行動ができるよう避難誘導訓練を行っております。外来患者については、外来フロアの東側5か所、西側1か所、南側2か所、北側2か所に避難口を設置し、職員の誘導の下、院外へ避難させることも可能としております。

(3)の被災者の受入れの対応についてですが、傷病者の受入れについては、当院は平成9年1月、北海道より中空知2次医療圏の災害拠点病院に指定され、役割として重症な傷病者の受入れ、医療救護チームの派遣、患者の広域搬送など、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担っております。また、非常事態に備えての運営体制、施設は、24時間傷病者の受入れ体制や備蓄品の保管など一定の指定要件に沿った内容となっており、災害によって機能不全に陥らないよう体制を整備しております。なお、当院は避難所ではございませんので、傷病者以外の被災者の受入れをすることはありません。

(4)の被災現場への病院としての対応についてですが、北海道や消防機関等の要請で大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に急性期から活動できる機動性を持ち専門的な訓練を受けた医師、看護師、事務員等で構成するDMAT隊を派遣することや、傷病者にも一刻も早く医療を提供することを目的とした、当院に配置しているドクターカーを出動し、災害現場で医療提供ができる体制を整備しております。

(5)の病院職員が被災者となった際の対応についてですが、様々な災害や危機事象発生時に病院機能を可能な限り維持し、または早期に復旧し、病院内の全職員が協力して、初動、急性期から復興期に至るまで切れ目なく医療を提供するという社会的責任を果たすことが求められていることから、砂川市立病院事業継続計画、いわゆるBCPを策定しております。職員自身が被災者になり、人員不足に陥ることも想定されますが、近年当院における災害訓練ではBCPに基づいて患者の受入れ訓練だけではなく、人、物が不足する中でどのように医療を継続するかを目的とした訓練を実施しているところであります。また、災害発生時は北海道や滝川保健所、全国自治体病院協議会北海道支部、さらには災害時における病院間の相互支援として函館市、釧路市、名寄市との4市間において協定し、被災状況等の情報共有し、医療連携を図っているところであります。

○副議長 小黒 弘君 続けて答弁を求めます。

指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 (登壇) それでは、私から大きな3、大規模な自然災害が発生した際における市内小中学校の対応についてご答弁申し上げます。

まず、(1)災害発生時の小中学校教職員の対応についてであります。災害等の発生は予見が極めて難しく、教職員については日常から児童生徒の安全確保に向けた意識を高めておくことが求められます。そのため、各学校においては児童生徒に関わる事故、自然災害や感染症などの発生時を想定した危機管理マニュアルや事業継続計画等を整備し、毎

年見直しを行いながら災害発生時の対応への理解深化に努めるとともに、避難訓練に当たっては事前にシミュレーションを行い、児童生徒の安全確保に万全を期す取組を充実させ、実際に災害が発生した際にはそれらに基づいた対応を行うこととなっております。

続いて、(2) 小中学校における避難訓練の取組状況についてであります。学校においては消防法に基づき、消防署と連携して年2回の避難訓練を実施しております。時期としましては、4月から6月にかけての春季、8月から10月にかけての秋季となっており、火災への対応訓練と地震発生から火災への対応訓練を実施しています。また、訓練に当たっては、2回のうちいずれかを休み時間に災害が発生した場合を想定した訓練としたり、児童生徒へ事前に予告をしない訓練としたりするなど、様々な方式により実際の災害発生を想定した訓練を行っています。

続いて、(3) 授業中における災害発生時の避難対応についてであります。各学校においては危機管理マニュアルや避難訓練に基づき、それぞれの授業を担当している学級担任や教科担任、保健室等の別室にいる児童生徒については対応している職員が放送の指示に従い、児童生徒の人数を掌握し、指示を与えながら経路に従い避難することとなっております。また、そのときに授業を担当していない教員については、各階の廊下やトイレ、特別教室などを見回り、確実に全児童生徒が屋外に避難したかどうかを確認することとなっております。

続いて、(4) 自然災害等の防災への学習の取組についてであります。学校における防災教育は災害発生を想定した避難訓練の事前、事後指導はもちろんのこと、各教科、領域における授業や特別活動等の場面で行われております。学習指導要領では、小学校及び中学校において火災や地震災害等について教科の学習で取り扱うこととされており、各学校では年間を通じて教科横断的な防災教育が行われております。また、本市においては、令和2年度から市内の小学校在消防署や市の防災部局、自衛隊等と連携、協働しながら地域の防災の取組や災害発生時に気をつけることなどを学ぶ1日防災学校を行っており、本年度の豊沼小学校の実践をもって全ての学校での取組が終了いたしました。さらに、学校運営協議会と連携、協働しながら、子供たちが地域の方とともに防災について学ぶといった活動も行われております。

最後に、(5) 新しく義務教育学校が開校した際の災害対応についてであります。義務教育学校における災害対応につきましても、基本的には整備した危機管理マニュアル等の内容に関わる研修の実施や実際の災害発生をシミュレーションした打合せ等により、教職員の危機管理意識と児童生徒の安全確保の確実性を高める取組を行うとともに、年2回の避難訓練実施による検証を継続してまいります。また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間をはじめとした各領域において、学年の発達段階に応じた系統的な安全教育を実施し、児童生徒自身の安全に関わる意識の高揚を図ってまいります。

○副議長 小黒 弘君 答弁が終わりました。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、大きく3点について今ほど答弁をいただいたところであります。1つずつ再質問させていただきたいと思っています。

まず、市の防災対策について答弁をいただいて、いろいろな部分で説明いただき、ありがとうございました。分かった部分を含めながらですけれども、いま一度確認も含めてお聞かせいただきたいと思います。

まず、(1)の冬期間における避難対応について。冬期間、積雪時であり、寒冷の部分もあるということで、市教委の中ではふだんと違うことであるということの対応も含めてお話をさせていただきましたが、まずもって一番心配しているところは、冬期間ということとは積雪である、雪があるということで、万が一何かあった場合には指定緊急避難場所へというのは我々の指定されている部分の動く場所であるということ。そして、その後指定避難場所ということなのですけれども、まずはその指定緊急避難場所というのは、例えば学校のグラウンドだとか、北コミセンの場合は駐車場ということもお聞きしているのですが、グラウンドとなると除雪もされていなくて、雪は積雪としてあるわけですから、ではこの指定緊急避難場所に行ってくださいといった部分があったとしても、それは不可能なのだろうと思っています。そういった場合に、ではどこに行ったらいいのだろうといったことが市民の皆さんにきちんとした形で周知していかなければいけないことなのかと思うのですが、この点について、学校グラウンドの積雪で利用できない場合、どのような対応が必要なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 指定緊急避難場所につきましては、災害の危機が迫っているときに、災害の危険から命を守るために一時的に避難する施設または場所ということで、砂川市におきましては学校のグラウンドや施設の駐車場などを指定しているということでございますが、指定緊急避難場所につきましては、今ご指摘がありましたとおり屋外でありますので、天候が荒れているときであったり、あるいは冬期間の積雪時には避難に適さないといったのはご指摘のとおりだと承知しております。その場合は、指定緊急避難場所に隣接した施設を必ず指定避難所として指定しておりますので、指定避難所の開設を判断して、様々な伝達手段をもって周知を図るとともに、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導を行っていきたいと考えております。また、この辺についても、機会あるごとにそういった場合は避難所を開設して対応しますという周知についても分かるように努めていきたいと思っています。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。

そういったことで対応していくということなのですが、今回学校関係もお聞きして、関連するのですけれども、総務にお聞きしますが、学校の場合も災害が起きた場合、その

学校が指定避難所ということになった場合に、対策本部の皆さん方が来る前は、読んでみると学校サイドの対策本部があって、そんな避難所の受入れ体制も含めてやっていくことが必要ですよというのが文部科学省の中を見ていくとあったものですから。というのは、基本的に言ったら指定緊急避難場所にまず先に行きますよね。でも、冬の間は雪があって、例えば私の近くは砂川小学校、グラウンドありますけれども、そもそもグラウンドに入る入り口でさえ雪で埋まっているということで、そうなると基本的に学校、要は指定避難所に直接ということになってしまうのではないかと。そういったことは今後周知されると思うのですけれども、そうなる今度学校サイドともしっかりとした話だとか協議というのかな、こういった場合の対応の仕方といったことを私は、事冬に関して言うならば必要だと思っているのですけれども、そういったことについてはいかがなものなのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今議員さんの想定されたような状況は十分に考えられることでありまして、特に冬期間、それも日中であれば各小中学校に避難をする。ただし、もう既にそこでは生徒さん、児童さん方もいらっしゃるという状況になると思います。この辺については、常に教頭先生を中心とした学校サイドの方々と災害対策本部で情報連携を密にして、共有をしながら、その時々状況に応じた判断をしていかなければならないとは思っておりますけれども、基本的には学校で避難してくる方々に対する避難所の受入れという形ですぐに市からも応援体制を組んだ中で受け入れるような状況を確保していきたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 その辺は、しっかりと行っていただきたいと思っております。

残念なことに、今年の元旦、能登半島地震も冬の間であると。地震のあった後、被災された後に雪が降ってきて積雪あったという状況でもありましたし、1995年の1月17日には阪神・淡路大震災、これも冬の時期だったということと、またこれから3月ですから、近づいてきますけれども、3月11日は東日本大震災、これもまだまだ寒冷地の時期だったということですので、特に積雪の多い砂川でもありますので、いつ、どこで、どのような状況であるかというのは分かりませんので、こういう場面でもあるのだということを含めながらしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、そこでこの点で最後確認をさせていただきます。

近くの避難所を使うということですが、それぞれの避難所というのはそれぞれ地域によって建物の構造とか建物の配置も含めて違うことがありますので、例えば砂川小学校の場合だと学校の生徒玄関、教職員含めた玄関の前が若干スペースがあって、そこは除雪されていますよ。中央小学校においては、校庭内に駐車場もあるということで、しっかりと除雪もされていると。ですから、それぞれの指定避難所によっては様々違いがあるということがありますので、地域に合わせた形のことを含めてしっかりと行っていただきたい

いということ、これはお話だけで終わりたいと思います。

続いて、(2)の自主避難の関係なのですが、いろいろとお話をいただきました。本来であれば、緊急避難場所、さらに指定避難場所へ移動していかなければいけない。ただ、残念なことにそこまで行けないといった場合に、ひょっとしたら自主避難という判断をしなければいけないのだろうと。先ほどから話していますけれども、能登半島地震においてはやはり自主避難をせざるを得ないような災害の状況であるといったことから、指定避難所以外に多くの自主避難所、自主的な避難所がつくられたといったことでありますので、こういったことというのは砂川においてもあり得るのだろうと改めて感じたところでもあります。

それで、こういった部分でということは答弁いただいたのですが、改めて確認なのですが、基本的には緊急指定避難場所と指定避難所とあって、なのですが、自主的に避難する自主避難所の設置自体は大卒認めていくということで受け止めていい。認めるという考え方はどうかあれですけれども、それは認めざるを得ないと市として受け止めてもらえるものなのか、確認で聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 1回目の答弁でも若干触れさせていただいておりますけれども、災害発生時には住民の皆さんにはまずは自らの身の安全を守る行動を市としても求めておりますので、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声をかけ合って自主的に身近な町内会館などの施設であったり知人宅であったりに自主避難されることが想定されます。

災害対策本部として住民の皆さんの安否確認や避難状況の把握に努めて、食料品の配付などの生活支援といったものを行いたいとは考えておりますけれども、今年1月の能登半島地震においては各自治体の指定避難所に人が殺到するという状況の中で、石川県の各地においては今お話のあったとおり住民独自の自主避難所が開設されたほか、多くの方が自宅や車中泊といった避難生活を送ったとも言われています。こうした指定避難所以外に避難する方たちの把握や支援につきましては、自治体からは指定避難所の運営やほかの災害対応があるということで、自主避難所に職員をなかなか派遣する余裕がないですとか、あるいは車中泊は人数が流動的で、なかなか現状把握するのが難しいといった要因から、なかなかそういった公的な支援や情報が行き届かなかったケースも相次いでいるとも聞いております。このようなことも想定されることから、災害の規模やそのときの状況にもよりますけれども、避難生活が長引くことが想定される際には引き続き自主避難所としての機能をその場所が保っているのかどうなのか。これは、日頃から自主防災組織があつて、そういった避難所訓練をしているですとか、あるいは町内会館等に備蓄をしているですとか、そういったような状況も判断させていただきながら、そこで継続することが可能なのか、あるいは災害対策本部が指定する避難所への移動をお願いするようなこともあると考えて

おります。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 基本的には、災害が万が一起きたときは、まずは自分の身を守って、または近隣の皆さんとともにといったところが必要なのかと思っています。そういったときに、場合によったら指定避難所はあるけれども、やはり自主的な避難所として自分たちでつくらなければいけないねといったとき、恐らくそれはおおむね否定はしてもらわないで、了としてもらえるのもあるのかな。ただ、言われたように、ある部分では安否確認だとか、さらには生活物資と非常物資の配付等、いろいろな部分で絡みが出てくるかな。確かにマンパワーが全て整っているかという、それは幅広くなくていけばなるほど市職員含めたみんなのマンパワーが必要になってくる。ただ、本当に災害が起きれば、そこにマンパワーとして手伝いができるかどうかという部分については、まずは自分の身から被災の関係含めてあるということなものですから、そういった時々の災害の在り方を含めながら、遭ったときには臨機応変に対応も含めて行っていただきたいということをお話しておきたいと思います。

それで、続いてなのですが、トイレトレーラーの導入についてということで、今の段階では価格も高いので、導入は考えていないけれども、ほかのいろいろな企業関係とか民間のトイレの関係、協定もいろいろ結びながらということなのですが、私は今回トイレトレーラーの導入ということで、これは皆さんご承知のように、能登半島地震においては、ここ空知管内においては沼田町でトイレトレーラーが導入されているということで、報道機関通しながらいろいろ聞かされてもいたので、こういうところであるのだなどと改めて実感させていただきました。

そこで、そもそも導入を推し進めている団体が一般社団法人助けあいジャパンというところが率先してやられているということで、今のところ全国でもまだ20自治体ほどと耳にしております。ただ、今回能登半島地震においては、各町で持っているトイレトレーラーを能登半島に派遣して、大いに活用してもらっているといったことでは、これも一つの方法なのだなど。そもそもトイレトレーラーの導入のお話を聞いていると、まずは地震だとか災害によって亡くなった方たちも本当に大変なことかもしれないけれども、災害に関しての関連死を防ぎましょうと。先ほど答弁にもありましたよね。やはり我々人間ですし、生活していくには排せつもしなければいけない。そうすると、排せつを考えると我慢しなければいけない。そうすると、水を飲むのも我慢しましょう、食べるのも我慢しましょうといった部分。それが健康被害につながっていくといったことで、熊本地震のときも地震で亡くなられた50人の4.46倍が災害関連死で亡くなられているといったことも見せていただいたのですけれども、ですからそういったことに関してもやはりトイレということは重要なのだな。ただ、今回能登地震見ても、やはり上水道が使えない。水道が使えないことによって水洗トイレが使えない、被災されている形が違うということなのだなの

思うのですが、これは決してほかの町のことでなくて、砂川だってそういうことはあり得るねということが考えられますので、そういったときには私はトイレトレーラーというのは一つの方法なのだなと思っています。

トイレトレーラーについては、部長から若干中身を説明していただきましたので、詳しくは言いませんけれども、各小中学校もトイレが水洗化されて洋式化されたり、ある部分では経験のため和式も置いたりとかというのものもあるのですが、洋式が生活の中で主流を占めている中で、簡易トイレも洋式化されているといっても、まだまだ和式が多いといったことでは、やはり必要になってくるのかと思っていまして、先ほど値段的に高いですよということであったのですが、最近でもある町、2つの町でこのトイレトレーラーを納車、購入したということであります。費用は、それぞれ約2,600万円ほどかかるそうです。ただ、その約3分の2を国の緊急防災・減災事業債という仕組みを活用して起債し、その後地方交付税、交付税収算入という形があるので、実質3分の1がその自治体の負担であるといったことで、ただ3分の1といっても約800万円ほどかかりますから、決して金額的に小さくはない。でも、この中にもう一つ、それぞれクラウドファンディングを使って、皆さんから協力をもらいながら、それをまた資金として購入していく。そのクラウドファンディングで参加してくれた人方には、トイレトレーラーの後部に名前を記載したりして、協力いただいていますよといったことをされているということで、少しでも少額な部分でこのトイレトレーラーを購入しましょうといった形がそれぞれされているということでもありますので、私はそういった点ではトイレトレーラー、これは災害のときも本当に必要な部分であると思いますけれども、例えば全国の事例を見ますと、イベント等でも活用しているといったことがありますので、私もできるならば購入してはいいかと思うのですが、いま一度その見解を聞かせていただければと思います。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

それでは、沢田広志議員の再質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 被災地でのトイレの確保につきましては、災害が起きるたびに課題となっております。大災害でご指摘のとおりライフラインが途絶えた場合、復旧までに相当な時間を要することなどから、災害時の避難生活において最も切実な訴えの一つがトイレに関するものだと言われております。トイレが安心、安全でなければ、食事や水分を制限してしまい、命に関わりかねない事態、災害関連死も想定されると認識をしております。

また、ご指摘があったとおり、今の若い世代の子供たちについては、和式トイレを使用していない、経験したことがないといった世代も増えてきているということも踏まえて、トイレについては水洗化されたもの、設備の整ったものというのが望ましいと考えております。

トイレトレーラーにつきましては、議員さんからお話があったとおり、一般社団法人の助けあいジャパンという団体が普及活動をしておりまして、全国で約20団体ほど、北海道内では令和元年に沼田町さんが導入をして、今回の能登半島地震にも派遣をしていると伺っております。

トイレトレーラー、細かくは言いませんけれども、相当性能のいい移動型水洗トイレでございまして、先ほど言ったように高額であるということはそのとおりなのですが、トイレトレーラーを導入している自治体の例を見ますと、お話があったとおり後年次に70%交付税措置される緊急防災・減災事業債を利用し、残りの購入資金についてはふるさと納税の寄附金控除制度を活用したクラウドファンディングを利用することで自治体の負担を軽減しているという購入の仕方の例がほとんどであります。砂川市においても、購入するという判断に立った際には、当然有利な起債の利用をはじめ、負担を軽減する方法を検討した上で購入をしていきたいと考えておりますけれども、購入に当たってのランニングコストだけではなくて、高性能なものであるがゆえに、様々な設備を備えたものですので、設備の耐用年数であったりですとか、あるいは交換する際の費用ですとか、そういったランニングコストについても研究が必要だと思っておりますし、今民間の事業所さんと協定を結ぼうということでお話を進めているコンテナ型のトイレにつきましては、車椅子の対応もできるということで、実はトイレトレーラーにつきましてはステップが5段ぐらいあるものですから、高齢者の方だったり、あるいは車椅子の使用がなかなか難しいという課題もあるものですから、そういった部分の比較も含めて研究に時間をかけさせていただきたいと考えているところであります。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後検討も、研究もということですので、できましたらいろいろな諸事情があったり条件もあるかと思いますが、前向きに研究調査していただきたいと思っております。それも一つの方法だと私は思っていますので、ぜひ考えていただければということをお話をして、この件については終わります。

続いて、(4)の福祉避難所の開設についてですが、答弁たくさんいただきましたので、中身的には分かっています。市内には4か所ございますから、ただ開設の基準というのは特に決まったものはないということなので、どのような避難所が対象になるのかということも改めて確認させていただきたいと思うのですが。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 福祉避難所を開設するに当たっての対象者ということになりま

すけれども、基本的には要配慮者ということになります。災害対策基本法において高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に特に配慮を要する方ということになるのですけれども、砂川市全体で高齢者65歳以上の方々の高齢化率が高いものですから、相当な人数がいらっしやいます。今言ったような方々を全て合わせますと、約7,500人ほどが対象になってくるところであります。そのような中で、特に支援が必要な方、自らその避難場所に行くことが難しい方、こういった方々を砂川市の場合、避難行動要支援者ということで名簿を作成しているという状況であります。この方々が現在520名ほどいらっしやいます。内容的には、要介護3、4、5の認定を受けている方、それから身体障害者手帳の1級、2級の第1種を所持する身体障がい者の方、療育手帳Aを所持する知的障がいの方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方が対象になっておりますので、こういった方々が優先的に対象として福祉避難所に避難をする対象者の方ということになります。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 避難者となる対象ということでお聞かせいただきました。

4か所ですから、砂川市内をある程度見ますと、いい意味で分かれて設置されているのかな。ただ、設置されているというよりも、そもそも1次避難されて、やっぱり要配慮者含めて必要だなといった場合に2次避難所としての福祉避難所の開設といったことに私はつながると思っていますので、ふだんからここは福祉避難所ですよという部分はなっていないのかな。前回9月にも同じことを聞いているのですが、できたら皆さん周知してくださいねということをお話をさせていただきましたけれども、それに関連しながら開設をもしするとなれば、市の担当者がいてだと思えるのですけれども、マニュアル等、開設に当たってだとか運営のマニュアルというのは今現在でもきちんと作られているのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 避難所の運営マニュアル、あるいは災害発生時の職員の初動マニュアルという形で、福祉避難所も含めた運営マニュアルを定めさせていただいています。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 運営マニュアルはあるということで、4か所ある中で北地区コミュニティセンター、さらには南地区コミュニティセンターというのはそれぞれ指定管理者でもって運営されていますよね。正直、指定管理者として運営されている運営委員会さん、この施設は福祉避難所だといったことをあまりきちんと押さえ切れていない。お話をしていないというか、周知されていないのではないかと思うのですが、この辺は知ってもらう方策として何かやってきたのかどうかを聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 福祉避難所の周知という部分、そこの施設を活用させていただくということで、そこの運営委員会さんに対してということも含めてなのですが、この間、指定緊急避難場所あるいは指定の避難所につきましてはその都度ホームページであったり

広報すながわ等で周知をさせていただいているところではありますが、福祉避難所につきましては要配慮者が指定避難所から避難所を移す二次的避難所であるということも踏まえて、基本的には災害発生当初から開設されるものではないということで、この間広く周知を図ってきていなかったという部分は正直ございます。なのですけれども、今現在はホームページに掲載しております砂川市地域防災計画の資料編に記載をしておりますし、また指定緊急避難場所、指定避難所と同様にホームページにも今掲載をして、少しずつその辺は周知活動をさせていただいておりますので、これからは指定避難所、福祉避難所についても広く周知を図っていくような取組をしていきたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 そういった点では、周知の方法も考えられて行っていくということでは了解しました。

ただ、南地区コミュニティセンターも北地区も指定管理者があつて運営委員会が運営していますよね。もし万が一二次避難所としての福祉避難所を開設しようとなったときに、この運営委員会さんと市との関係、福祉避難所として開設した場合、基本的に市が全部管理してやるのだろうと私は思っているのですけれども、指定管理者は運営委員会さんがありますから、この辺どちらが管理としての責任を持つて行うのかどうか、この辺を聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 避難所、これは福祉避難所だけに限らず、指定避難所もそうなのですが、避難所を開設する際には施設の指定管理を受けている運営委員会さんが全面的に避難所の運営を行うといったことは想定しておりません。基本的には、市で災害時の避難所の開設が必要となった場合においては、そういったものを想定して平成29年3月に避難所運営マニュアルといったものを作成しております。避難所運営につきましては町内会、地域団体、地域住民の皆さん等と協力して運営することを基本としておりますが、基本的には初動期の数日については、当然市の避難所対策班が現地に赴いて避難所の運営に十二分に携わると。その中で長期化していく中では、どうしても住民の皆さんのお力を借りた中で避難所の運営委員会といったものを立ち上げて、マニュアルやチェックリストを活用しながら避難所を運営していくことになると考えております。そういう意味においては、そういった運営委員会を立ち上げる際には、施設の運営委員会の皆さんは施設のことを十二分に把握されている方々だと思いますので、ぜひ参画をしていただけると心強いと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 その辺はしっかりと行っていただきたいと思うのですが、ただ二次避難所として開設が予定されているのですけれども、いつどうなるか分からない部分がありますから、その辺の細かいところの協議というか、周知も含めて、私は今後災害対策本部を

設置した市と、そして指定管理者の皆さんの運営委員会ときちんとした形で協議をすることを望むというか、必要だと思いますので、この辺はしっかりと行っていただきたいということで、この件については終わりたいと思います。

そして、最後に市職員が被災者となった際の対応については、十分答弁いただきましたので、そのことについては分かりましたので、1についてはこれで終わりたいと思いついて、2に移らせていただきたいと思いついてます。

大きな2点目については、災害拠点病院である市立病院のことで、(1)から(5)聞かせていただきました。おおむねいろいろなことを答弁いただきましたので、大方私もそれを理解していきたく思っています。事災害が起きたときの病院というのは、基本的には災害拠点病院なので、被災患者さんに対しての部分が病院としての責務の部分があるのかと私は思っていますので、ほかの災害で関連することとは違うかな。

それで、2点ほど聞かせていただきたいのですが、まず先に1点、砂川市立病院の場合は新しく出来上がったときに大規模な災害だと多くの患者さんが来られたときにも待合室含めて座っているソファもベッドになったりとか、ところどころに機材をつなげてできるような施設というのか、器具が接続できるような形があると私は当時開院したとき聞いていたのですけれども、いまだにそれはあつて、それもきちんと今の段階でもしっかりと使えるということではなつているのかどうか、それを先に聞かせていただきたいと思いついてます。

○副議長 小黒 弘君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 平成22年10月28日に今の病院がオープンして、その際に大規模災害時の多数の負傷者が発生した場合に、今の外来の待合、それとブロックの、我々中待合と言つているのですけれども、そこに置いてある3人がけぐらいの椅子は背もたれが倒れてベッドになるタイプの椅子です。そこの待合と、あと2階に多目的ホールというのがあるのですが、そこに酸素とか医療ガスの配管をしてありまして、それは今でもそのままなつております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 改めて確認させていただいて、安心しました。開院してからしばらくたつていますので、いま一度点検も含めながらしっかりと対応していただきたいと思いついてます。

2点目ですけれども、一番私が心配しているのは、災害が起きたときに、病院は24時間動いていますから、お医者さんはじめ、医療従事者の皆さん入れ替わり立ち替わりなのかと思つているのですが、ただ病院職員が被災された、例えば砂川市内とか近隣に住んでいればいいけれども、ちょっと離れたところに、例えば土日祝日、今回の能登半島も元日にまさかといった部分で起きてしまつている。こういったときに、近間にいない。遠くにいるけれども、来れるということにはならないのではないかな。先ほど函館だとか名寄の

病院とも連携取っていますというのですけれども、もしその間の交通網が寸断されてしまったら、来るにも時間がかかってしまうといったことがあるかと思うのですけれども、そういう点で考えたときに、まずは市外にいる方と市内にいる方で割合的にどのぐらいになっているのか、これ聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 病院の正職員として850名ほどいるのですが、市内在住は75%、市外が25%ほどになります。中空知全体で97%ぐらいの人がいると。ただ、ドクターについては、週末に札幌に帰ったりという人がいるのは事実であります。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 災害はいつ来るか分からないといった部分で、今最後に言われたところが、万が一のときに砂川から離れている。例えば札幌だとか遠くにいた場合に、本当に来れるのですかねといったところに私は非常に心配しているのですが、状況によっていろいろパターン変わりますから、何とも答弁は難しいのかもしれませんが、そういった場合でも災害に対しての災害拠点病院としてしっかりやっていけるという形でいいのかどうか、答弁いただければと。

○副議長 小黒 弘君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 必ず院内には複数名の当直の医師もいますし、今回のようにお正月であっても必ず連休中当番に当たっている先生方がいますので、それも内科系、外科系、それから全ての診療科では待機の医師というのもおりますので、災害の規模によるというのもあるのでしょうかけれども、その部分については最低限の医療提供はできる体制にはなっていると考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 そういったことを含めながら、市民の皆さん、または患者さん方が安心していただけるよといったことでしっかりと行っていただきたいということをお話をして、このことについては終わりたいと思います。

次に、大きな3点目なのですが、小中学校での災害における対応の関係なのですが、(1)については分かりました。大体マニュアルもあるということなものですから。

それで、(2)なのですが、避難訓練の取組、消防法によって年2回実施していると。例えば休み時間を使ったりとか、いろいろなパターンもあるということなのですが、これは季節的に私が一番心配しているのは冬の間なのです。冬の避難訓練、これは実施するのは難しいのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 冬期間における災害発生時の学校における対応、避難の在り方ですが、災害はいつ発生するか分からず、積雪のある冬期間の発生についても対応を考えておかなければならない。考えておくことが必須と言えらると思います。

学校における避難訓練においては、避難場所がグラウンドとされているケースがほとんどであることから、降雪のない時期に災害が発生した場合は、訓練と同様に対処できると思いますが、冬期間についてはグラウンドが避難場所として機能しないことも想定されます。そうしたことから、各学校においては冬期間の避難場所を駐車場や学校周辺の広場に想定するなど、気候状況を踏まえた対応を講ずることとしており、災害発生時には対応をまとめた危機管理マニュアルに基づいて避難行動を取ることで児童生徒の安全確保に努めることとなっております。

ただ、冬期間の避難訓練に関しましては、実際に想定した素早い避難速度の確保、それと寒い屋外に子供たちをとどめさせることに伴う健康面への配慮をいかに両立させるかといった部分で考慮すべき課題がまだ残っておりまして、現状として早急な実施というのは難しいのではないかと考えておりますが、学校の教職員による季節に応じた危機管理体制の構築と、避難場所や避難方法の共有、冬期間のですね、そちらを徹底しながら災害発生時における児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 冬期間の避難訓練は、様々な要件で非常に難しいのだということでも分かりました。分かりましたというのは非常に私は心苦しいのですが、ただいつどうなるか分からない、いつ発生するか分からないということでもありますので、例えば外に出ないまでも校舎内ということも想定したりしながら必要なかと思っております。これは、避難訓練の取組の状況についての関係ですから。

これに関連するのが（３）で、授業中における災害発生時の避難対応についてということで、先ほどの答弁の中で様々な部分ということだったのですけれども、授業中、学習中、でも、学習というのは校内に児童生徒がいて、普通教室で学習している場合もあれば、特別教室の場合もあるし、体育館の場合もあるし、夏、雪のないときであればグラウンドで体育の授業をしている場合もある。ですから、そういったことを考えたら、様々なことを想定しながら、万が一においてしていかなければいけないと思うのですが、そういったことを想定した中でも様々なこと、いろいろなことを工夫しながら、ただ各学校によって地域性があります。地理状況も違いますから、その辺各学校を含めて対応型、さらに進化して行っていくことは可能なのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 授業中の避難に関わる部分でございますが、現在市内には6校、小中学校がございます。それぞれの建物の造りですとか建物のスケール感は違っており、そこに在籍している子供の数にも当然違いがございます。そういった建物の特性や在籍している児童生徒の人数、また授業中を想定した訓練においては、避難訓練を行うから全て教室における授業を設定しなさいということも行っておりませんので、屋外で体育の授業をやっているクラスもあれば、校庭で昆虫の観察をしている学年もあり、また家庭科でミ

シンを使っている学年もある。そういった様々な状況の中での避難訓練ということを行っておりますので、避難指示を出す教員は当然自分が受け持っている子供たちがその時間どのような活動しているかは把握した中で子供たちを適切に避難させるという訓練をしているところではございますが、それぞれの学校、建物の特徴や児童生徒の人数、また授業の様々なシチュエーションに応じた避難訓練を行うというのは可能ですし、実際今もいろいろな形で取組が行われているものと承知しているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 災害時の避難対応ということで様々な部分、その日の何時にといった場合には、それぞれ学年があつたりクラスがあつたり普通教室にいたり特別教室にいたり、ひょっとしたら校庭、グラウンドにいたりという様々であるということは分かりました。

そこで、いま一度確認をさせていただきたいと思うのですが、何かあつたときの避難なのですけれども、文科省とか見ていくと、まず初期対応とあつて、揺れたら初期対応、その訓練がある。次は、揺れが収まったら2次対応という段階的に、これは時間的に本当に僅かな時間の中だと思うのです。そういったことがあつたときに、例えば北海道、砂川は冬がありますから、今言われたように外に出るときに、冬だとジャンパーとかジャケットとか、みんな子供たち着ているのですけれども、これはそのまま服の姿で避難したことになるのか、もしくは着て避難できるのかという。揺れた初期対応から揺れが収まった2次対応の中での今後の動きということなのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○副議長 小黒 弘君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 避難の実際の動きについてということであろうかと思えますけれども、まず学校が優先すべきことは子供の命の安全の保障、これが何よりも最優先だと考えます。ですから、のんびりと外に出る準備をすることで逃げ遅れるおそれがあるような場合については、着のみ着のまま、靴もそのまま、最も近いところから屋外に避難する。また、地震が来ればその場で身を隠すような行動を取らせるという対応が求められていくことになると思います。ですので、災害の種類や災害の規模等によって状況は刻々と変化はすると思うのですけれども、基本的には避難本部になる職員室から緊急放送を使って全校に指示を的確に出しながら、確実な安全行動が取れるような対応を進めていくと。そして、まず優先されるべきは子供たちの命の安心、安全であると。こういったところが最も重要な観点になってくるだろうと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私も改めて今回一般質問をするに当たって、小中学校の災害に対する避難の関係、改めていろいろなことを調べていくと、様々な部分に対してどうやって臨機応変に対応するのか、それも事前に想定していくというのが教職員の皆さんもそれをマニュアルありながらも対応していく。数え切れないぐらい様々な想定数があるというのを私は改めて実感させていただいているのです。そういったことで含めると、複雑な部分ある

かもしれないけれども、まず子供たちの命を救うということは大前提なのかと改めて私も実感させていただいたところであります。

そういったところで、いろいろなパターンがある中では、2次対応の関係でも学校から万が一出火した場合はどうするのだと。例えば学校の周辺の地域からの出火、火災が起きたらどうするのだとか、建物倒壊だとか地盤沈下、地滑りだとか擁壁の崩壊だとか、北海道は雪の害だとか、いろいろなパターンがある中での対応があるかと思しますので、その辺はある部分ではいろいろなことでも対応方はシビアに大変なことあるかもしれませんが、行っていただきたいということで、このことについては終わりたいと思います。

それで、最後になのですが、自然災害等の防災への学習の取組についてはしっかりと行われているということで、より一層子供たちに防災の知識含めて行っていただきたいなということを申しつけさせていただきます。

(5)の最後のところなのですが、新しく義務教育学校が開校した際の災害対応について。まだ開校もしていない、建物も出来上がっていない状況で、今のうちから災害についてのことをお聞きするというのは大変難しさがあるのかと思っているのですが、一番心配しているのは1年生から9年生まで、今度から児童生徒がいるといったことがありますので、そういったときの避難等の対応がより一層求められる。要するにもっと訓練をしなければいけない部分あるのかと思うのですけれども、こういったことの方でいまい一度聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 令和8年開校の義務教育学校における災害発生時の避難の在り方についてのご質問かと思いますが、義務教育学校においては災害発生時に発達段階の違う大人数の児童生徒が一斉に避難行動に移る状況が生まれることが想定されます。そうしたことから、低学年生を優先させた的確な避難指示、混雑を生じさせない避難経路の確保、確実な人数把握による全員の安全確保、これらが冷静かつ着実に遂行される必要があります、避難の指示や行動に係る教職員の理解深化、日常からの児童生徒への緊急時における指導の徹底がより求められるものと考えます。

校内の避難経路の設定や義務教育学校に適用する危機管理マニュアルの策定などは、次年度以降砂川市小中一貫教育推進委員会におけるワーキンググループで研究、検討していくこととなりますが、その内容をより実効性のあるものとするべく議論を重ねることはもちろんですけれども、決定した内容については早めに今砂川市内の各校にいる教職員とも共有して、義務教育学校の危機管理マニュアルの内容ですとか、また避難経路、避難方法の確認をしながら、開校後の危機管理体制に万全を期すように努めてまいりたいと考えております。

また、開校後の避難場所等につきましても、外構工事の完成が令和10年度となる見込みであることから、気候の状況等も勘案し、グラウンド以外の西側駐車場ですとか正面の

バスロータリーなどの避難場所としての使用等も視野にしながら、子供の安全確保については開校後も適切に検討、見直しを重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 いろいろなことを含めて対応していくということで、令和8年度に義務教育学校は開校します。しかしながら、現在ある校舎の解体工事、さらに周辺の整備、工事といったことで、最終的には令和10年にならないと全てが完成しない。ですから、この8年、9年、10年、2年から3年、ここというのはひょっとしたら避難の関係というのは毎年、その年にどこにするのだとかどういう形をしたらいいのだといったことが今の答弁からも私も聞き入ったわけですが、毎年、教職員も含めて行っていくということで受け止めていいのかどうか、確認で聞かせてください。

○副議長 小黒 弘君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在も各学校は危機管理マニュアル等、毎年見直すこととされており、一度作ってしまえばそれで終わりということにはなっておりませんし、まして義務教育学校につきましては新たに開校する学校ということで、様々な検証や実際の訓練等重ねながら、よりよいものを絶えず模索していくことが求められるものという認識でございますので、今議員さんおっしゃったように、毎年毎年その実態を検証しながら避難場所、避難経路、避難指示等を見直していくことが必要であり、見直していくものと考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 これも最後になりますけれども、質疑という形もできればと思うのですが、まずは今までいろいろお話聞いた中で義務教育学校、新しくできます。新しい場所にできます。今の砂川中学校の現在地に隣接しますけれども、そうすると地域性をしっかりと反映した、やっぱり義務教育学校独自のマニュアルというのが必要になってくると思いますし、それはもちろん教職員の皆さん方がいろいろ努力しながら作っていく。さらには、実践的研修もしていくといったことは私は必要になってくるのだろうと改めて実感させていただいています。

最後に、基本的には先ほどお話をいただいたように、児童生徒の命を守るのだといったことが大前提でもありますので、そういったことを言うまでもなく行っていただければと思いますが、しっかり行っていただいて、お願いをしたいということを申して、私の一般質問をこれにて終わりたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 答弁は要りませんか。

○沢田広志議員 答弁なしで。

○副議長 小黒 弘君 いいですか。はい。

沢田議員の質問が終わりました。

辻勲議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時54分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、一般質問をさせていただきます。大きく1点についてでございます。

ヒグマ対策について。ヒグマの駆除、対策等については、昨年私を含め他の議員からも一般質問があり、それらを通して対策が講じられていることは理解しました。昨年は、例年以上のヒグマ目撃情報が多発しており、空知管内においても9月から11月の出没情報が相次ぎ、ふんや足跡の確認を含めると、管内24市町のうち南幌町を除く23市町で報告された上、多くの地域で例年以上の報告が寄せられたとのことでした。砂川市でも過去5年で最多の3か月で29件となっています。理由としては、ヒグマの生息数増加に加え、ドングリなどの実の成りが悪く、餌を求めて人里に下りてきたとみられています。砂川市では、北光公園での出没情報で閉鎖されましたが、解除されても再度閉鎖されるなど長い期間の閉鎖となり、市内外の方々から多数の問合せが私にもありました。

このような経過の中で、ハンターの高齢化などの課題や、昨年は全国でも人身被害が深刻化するヒグマとツキノワグマの熊類において政府も指定管理鳥獣にこの4月中にも指定すると言われており、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県に対し、国が交付金を出すほか、夜間の猟銃による駆除も可能になると言われています。そこで、今後のヒグマ対策について、以下の点について伺います。

(1) これから春に向けてヒグマが冬眠から出没してくる時期かと思いますが、目撃情報等があつてからの対応について。

(2) 猟友会との連携について。

(3) 昨年の6月の一般質問での答弁で地域住民(学校も含めて)に対してヒグマ対応等講習会を予定しているとのことでしたが、このことについて。

(4) 環境省が4月中にもヒグマとツキノワグマを指定管理鳥獣に追加指定すると決めたようなのですが、砂川市における駆除の影響について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から大きな1、ヒグマ対策についての(1)目撃情報等があつてからの対応についてご答弁申し上げます。

市民からの目撃情報を受けた際には、市職員、警察、北海道猟友会砂川支部砂川部会会員の鳥獣被害対策実施隊員が目撃地点へ赴き、現場の検証を行い、移動経路等を想定した

後、市と警察で連携し、近隣周辺のパトロールを実施することとしており、また正確で迅速な周知が求められますので、市ホームページ及びLINE公式アカウントなど、SNSを通じた周知のほか、状況によっては目撃情報のあった周辺への看板の設置、町内会へのチラシの配付などにより周知の徹底を図ることとしております。さらに、その後の目撃情報等につきましては、市ホームページにおいて日付ごとに目撃、足跡などの情報を地図上に示すなど、具体的で分かりやすい注意喚起を行うこととしてしているところであります。これまでと同様に市民の安全、安心のため、迅速な対応を図ってまいります。なお、出沒したヒグマの対応につきましては、北海道ヒグマ管理計画に基づき5段階で区分された有害性の判断に応じ、対応方針に即した対策を講じております。その5段階で区分された有害性についてご説明申し上げますと、段階ゼロは人間を恐れて避ける非問題個体、段階1は人間を恐れず避けない問題個体、段階2は農作物の被害など人間活動に実害を及ぼす問題個体、段階3は人間に積極的につきまとう、人間を攻撃する問題個体、最後は直ちに出沒による重大な被害またはそのおそれや社会的に影響がある緊急対応型問題個体であります。

次に、(2) 猟友会との連携についてであります。市では北海道猟友会砂川支部砂川部会会員から6名の推薦をいただき、鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、ヒグマの目撃や出沒時の対応のほか、有害鳥獣対策の協議と事業を実施する砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会に関わる活動に協力していただいております。また、隊員として委嘱する6名以外の会員にも協力いただき、毎年4月には子どもの国開園前のヒグマ生息調査を行っております。さらに、近年のヒグマ出沒状況に対応するため、散弾銃を所持してから10年未満の猟友会会員に特例でライフル銃を所持することの必要性を協議するなど連携を図っているところであります。

次に、(3) 地域住民に対するヒグマ対応の講習会の開催についてであります。昨年は全道的に目撃情報、出沒による被害が多発したことから、北海道と研修会の開催を協議し、昨年11月9日、地域交流センターゆうにおきまして管内住民を対象とした空知総合振興局環境生活課主催の空知地域ヒグマ対策防除技術対応実践研修会が開催されたところであります。内容につきましては、講師に酪農学園大学野生動物生態学研究室教授や北海道ヒグマ専門人材バンクに登録し、獣害対策の電気柵やわななどの商品を取り扱う民間の会社の方を招き、ヒグマの基礎生態や防除技術について講演を行い、農業者、各自治体職員、学校関係者、猟友会会員、一般市民の方など44名、市内27名、市外17名の参加があったところであります。

次に、(4) ヒグマの指定管理鳥獣の追加指定に伴う砂川市における駆除の影響についてであります。初めに指定管理鳥獣についてご説明申し上げます。鳥獣保護管理法第2条第5項で希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令において定める鳥獣をいうと定義されており、現在ニホンジカとイノシシが指定されており、環境大臣が環境省令で指定管理鳥獣にヒグマを定めることにより、都

道府県または国が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができることとなります。さらに、都道府県は捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、自治体はこの計画に基づき捕獲等事業を実施することになります。ヒグマを指定管理鳥獣に追加するための政省令改正の手續としては、4月中に施行する予定となっておりますので、詳細につきましては不明ではありますが、これまで問題個体を判定した後、やむを得ない判断として捕獲をする対応でありましたが、指定された後は計画に基づいた個体数管理の捕獲となるため、ヒグマ出没後は早い段階で捕獲することが可能になると予想されます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、今答弁がありましたけれども、去年は本当に多数出没したということで、1回目の質問でも言いましたが、秋の9月から11月の3か月間でも砂川においては29件の出没を確認したということで、これは過去を見てもすごく多いということで、前年では15件、その前11件とかなのですけれども、これは空知管内のどこの市町村も同じような状況になって、餌がないとか私言いましたが、農政課の話では個体数が増えているのでないかという話も去年はしておりました。そんな状況の中で今回いろいろな指定の追加も出てきたと思っているのですけれども、去年この身近なところで北光公園が特に、過去もあったのですが、閉鎖してはまたという感じで、私もかなりの問合せ受けたのですけれども、後ほどまたお話をしますが、そういった状況の中でどのようにしていったらいいかという。今対策のお話がありましたので、この時期また子どもの国でも熊が出てきて、例えば5月に子どもフェスティバルというのをやっていたのですが、それができなかつたりということも過去にはあったのですけれども、去年は子どもの国で6月ですか、小熊が出まして、これも衰弱した小熊なので、保護と駆除というところでいろいろ分かれたようなのですけれども、結局衰弱しているし、駆除の対象にはならないのでないかということで猟友会の方とも話合いの中、旭山動物園で受け取っていただけるということで、一般公開もしてくれるということで、砂川で助けられたので「すなすけ」という名前になったと、ほほ笑ましいあれもあるのですけれども、でもその辺の保護と駆除の難しさということもあつたり、そんな状況がありました。

それで、2回目の質疑といたしましては、(1)でこれから冬眠から出没してくる時期ということで、子どもの国のお話もしましたけれども、春熊の駆除というのは、今日撃があつたらという状況かと思っているのですけれども、春熊の駆除は行われぬのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 春熊の駆除についてのご質問かと思えます。

春熊の駆除について若干ご説明申し上げますと、春熊の駆除は北海道ヒグマ管理計画の第2期に基づきまして、ヒグマの人里への出没抑制とヒグマ対策技術者育成を図るため、

補助事業の形で実施しています。期間は、2月1日から5月31日までの残雪期間となっています。

本市におきまして実施するかどうかなのですが、猟友会の会員の方、役員の方々と実施の有無について過去からも相談しておりまして、行わないという結果になっております。といいますのは、まず理由の1つ目といたしまして、毎年4月の中ぐらいに北海道子どもの国協会の依頼にありまして、先ほども申しあげました生息調査を3日間かけて、麓から山頂までいろいろな方面から上がって調査をしているのですが、痕跡がないということと、もう一点はハンターが山に入って鹿を冬の間捕るわけですが、足跡などの痕跡が春ぐらいには見つからないということがありましたので、巣穴等があるかどうか分からない状態なので、積極的に山に入って捕るといのがなかなか難しい状況なので、行わないということ考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 理解いたしました。

巣穴がないのではないかとということで、そういう調査はしているのですけれども、そういう状況、理由も含めてということで、分かりました。

今度2点目の猟友会との連携についてということも分かったのですが、これから猟友会についても1回目の質問でも話しましたが、高齢化になっているという状況の中とか、先ほど散弾銃の話もありましたけれども、10年間という話もあったのですが、ライフルもなかなか、持つ状況は厳しくなっている中であって、後継者の問題、人材育成ということについて、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 猟友会会員の後継者の育成等に関する質問かと思えます。

まず、猟友会の会員の構成でございますけれども、30代が1名、40代が3名、50代が6名、60代が5名、70代が8名、80代が8名、計31名が砂川部会の状況となっております。平均が63歳。中央値でいいますと68歳ということになります。

やはり若年層といいますか、30代、40代が少ないので、後進の育成をということで考えております。猟友会では、いろいろ声をかけながら会員を増やす努力はされておりますし、また会員になられた方を対象に、エゾシカに関しますけれども、砂川の駆除に当たるに当たって年2回ほど指導するような機会をつくったりですとか、共猟といいまして、みんなで山に入って駆除するという行動があるのですけれども、巻き狩りともいいますが、そういうことも年2回ほどPR兼ねて行い育てながら活動している状況でございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。

それで、(3)についてなのですが、講習会等は昨年の内容もお聞きしましたが、北光公園で長く、去年もあって、工法についてもいろいろ細かく公式アカウントで知らせ

ましたよとかいろいろあるのですが、なかなか市民の人は自分の区域のことだから、市と違って全体的な状況というのは見れないものがあるのだから、いつ開くのだからということで常時来て困るのですけれども、職員の方も私にわざわざまた閉鎖しますからとか言っていたいたりしてありがたいなというのがあるのですけれども、そういうことも含めて、もっと熊のことについて、市民がもっと知っていくことも大事ですし、熊についてどのように生態を知っていくとか、行政でこういう対策をしているということをもっと市民も分かっていくことが大事でないかと、私はあまり分かっていないのでないかと思っています。ただ出没の情報が出たら、大変だとなるのですが、行政もそういう意味では大変だと思います。ということで、ごみを捨てない環境だとかいろいろな勉強、そういったことが大事かということをおもうのですが、昨年そのようにされたということなのですから、こういうことも踏まえて道と連携取ってということですが、もう少し市と、例えば何回かやるというか、大変でしょうけれども、もう少し講習、学習について、今後続けていくのかということも含めてお話をいただければと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ヒグマの啓発といいますか、関係に関わる講習会等の実施についての質問だと思います。

まず、令和4年度なのですが、コロナの関係で中止いたしました。講習会を予定しておりました。実際砂川市というよりは、砂川・奈井江でつくっております協議会を事業主体として、国の補助事業を使って講習会を行う予定を来年度も考えております。これからは継続して啓蒙といいますか、活動は必要なので、行っていこうと考えております。対象と内容につきましては、その都度ニーズが変わってくるかと思っておりますので、検討しながら実施はしていきたいというところで考えております。また、町内会等から要望がありましたら、出前講座という形で、過去には小学校から要望がありまして、出前講座も行っておりますので、そういうのがありましたら積極的に伺っていききたいと思っておりますので、ぜひ住民の方、要望がありましたら声をかけていただきたいと思いますところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 最後の質問になると思うのですが、(4)について、保護計画追加の関係なのですが、これからということなので、そういったことになると思うのですけれども、その中で1回目もお話をしたのですが、それに当たって今度追加の指定になった場合には夜間も猟銃が可能になるのではないかとということもあったので、そのことってどういうことなのかと。できることなのか、そのことについてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ヒグマが指定管理鳥獣になった場合、夜間駆除ができるかどうかというご質問かと思います。

エゾシカが今、夜間の駆除ができる状況なので、エゾシカを例に取ってみますと、これ

は都道府県、また国の機関が委託した事業のみが実施が可能となっています。これを受ける場合に当たっても、実施できるものに要件があります。何点かあるのですが、1つ目は法人格を有すること。2つ目は、捕獲等の実績があること。それから、実施体制といたしまして、事業管理責任者ですが、対象となる全ての狩猟免許、例えば銃でしたら銃猟という銃で捕るという免許あるのですが、わなであればわな猟の免許、これらを全て持っていないといけない。それから、安全管理講習及び技能知識講習を修了していなければならない。それと、救急救命の講習を受講していなければならない。これが事業管理責任者の要件です。

それから、捕獲従事者ですけれども、空気銃、わな、網猟の場合は4名以上、装薬銃、散弾銃ですとかライフル銃ですとか、弾を込めるものについては10名以上の従事者が必要です。必要とする資格としては、それに該当する狩猟免許、それから猟銃を使う場合には猟銃の所持許可、それと安全管理と技能知識講習の修了、それから従事者の半数以上が救急救命講習を受講していなければならない。それと、損害賠償保険、銃の場合は1億円、網猟の場合は3,000万円以上の保険を掛けていなければならない。それと、安全管理規程の作成が必要です。研修計画の作成も必要です。それと、夜間銃猟を実施する場合には、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程、それと夜間銃猟安全管理講習の修了及び安全確保に係る技能が必要とされています。

この要件を全て満たして認定を受けて、駆除ができる事業を受託することができるのですが、夜間につきましてはかなりハードルが高くて、北海道で現在、例えば北海道猟友会がこの認定を受けているのですが、北海道猟友会にも聞いたことがありますけれども、夜間の銃猟につきましてはなかなか難しいということで、受けることが大変だと。これからも、まず検討してから行かなければいけないということを言っておりますので、現実的な話をしますと、砂川で夜間駆除するというのは難しいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 夜間ということは、非常に重大なことなのだとことが分かりました。

最後に、全体を通して、昨年から増えている、全国的に人身被害も増えて、250人ぐらいの方が全国でも人身被害が出ているということで、こういう追加の指定の管理も出てきたと思うのですが、最後に昨年からこうやって増えて、駆除あるいは人身被害ということは今のところ砂川はないということですが、そういったことを含めて、今年について取組はいろいろあると思いますけれども、ドローンで確認したりとか箱わなにすだとか、そういうこともあると思うのですが、全体的について取組がもしあればお伺いしたいと思います。今年はこのように行っていくということをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 砂川の場合におきましては、ヒグマの対策というのは対症療法

しかないと考えております。ただ、農業の場合につきましては、電牧柵を張るということで効果を得ていますので、そういう対策をしていただき、数年前からヒグマの忌避装置を設置しておりますので、これは例年どおり設置して、住宅街といいますか、町場に来ない対策を取るとともに、出没状況がありましたら監視用のカメラを設置し、職員または自治体によるパトロールを強化しながら安全を確保していきたいと考えているところであります。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時21分